

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(1) 飲酒運転

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|---|----------------------------------|
| 1 北海道 | 酒酔い運転の場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転又は無免許運転の場合 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転を知らずながら同乗し、又は運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合 | 免職、停職 |
| 2 青森県 | 飲酒運転をした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 3 岩手県 | 飲酒運転をした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をした者(職員以外の者を含む。)に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合又は飲酒の事実を知らずながら本人が運転する車両に同乗した場合 | 免職又は停職 |
| 4 宮城県 | 自動車等で飲酒運転を行った場合 | 免職又は停職5月以上 |
| | 自動車等の飲酒運転により人身事故を起こした場合 | 免職又は停職6月以上 |
| | 自動車等を運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合若しくは酒類を提供した場合、飲酒運転をすることを知らずながら自動車等を提供した場合又は飲酒運転をしていることを知らずながら同乗した場合 | 免職、停職又は減給5月以上 |
| 5 秋田県 | 飲酒運転(酒気帯び運転及び酒酔い運転をいう。) 飲酒運転をした場合(緊急避難的行為等特別な事情がある場合を除く) | 免職 |
| | 運転するに知らずながら飲酒を勧めた場合や飲酒運転と知らずながら車に同乗した場合(当該飲酒運転への関与の程度等を考慮する) | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 6 山形県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 原則免職(酌量すべき事実が認められる場合等は停職とする場合あり) |
| | 違反を教唆した者、違反を知らずながら止めさせなかった者、又は自動車等を運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合等 | 同上 |
| 7 福島県 | 飲酒したうえで自動車又は原動機付自転車の運転(以下「飲酒運転」という。)をした場合 | 原則、免職 |
| | 飲酒運転をした者に関与した教職員(以下「関与者」という。)で、次の各号に該当する場合 (1) 飲酒運転であることを知らずながら同乗した者 (2) 飲酒運転となることを知らずながら、運転者に酒を勧めた者 (3) 飲酒運転となることを知らずながら、運転者に自動車及び原動機付自転車を提供した者 | 原則、免職 |
| | 前項の各号に該当しない関与者の場合 | 飲酒運転への関与の程度、事故の被害等を考慮して、処分等を行う。 |
| | | |
| 8 茨城県 | 飲酒運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をしていることを知らずながら同乗し、又は運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合 | 免職又は停職 |
| 9 栃木県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 停職 |
| | この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職又は停職 |
| 飲酒運転であることを知らずながら同乗し、又は運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合 | 停職、減給又は戒告 | |
| 10 群馬県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記の場合において、措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転により物の損壊に係る交通事故を起こした場合 | 免職又は停職 |
| | 上記の場合において、措置義務違反をした場合 | 免職 |
| 飲酒運転をした教職員等に対し、車両若しくは酒類を提供し若しくは飲酒をすすめた場合又は教職員等の飲酒を知らずながら当該教職員等が運転する車両に同乗した場合 | 免職、停職、減給又は戒告 | |
| 11 埼玉県 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転をした職員 | 免職又は停職 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知らずながら飲酒を勧めた職員 | 免職又は停職 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転であることを知らずながら同乗した職員 | 停職又は減給 |
| | 酒酔い運転及び酒気帯び運転での交通事故を起こした職員 | 免職又は停職 |
| 12 千葉県 | 飲酒運転(酒酔い及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。)で交通事故(人身及び物損事故(自損を含む。))をいう。以下同じ。)を起こした場合 | 免職 |
| | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転であることを知らずながらその車両に同乗していた場合、又は運転することを知らずながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった場合 | 免職又は停職 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(1) 飲酒運転

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|---|
| 13 東京都 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 酒酔い運転で物損事故を起こした場合 酒気帯び運転で物損事故を起こし、逃走した場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で物損事故を起こした場合 | 免職、停職 |
| 14 神奈川県 | 酒酔い運転をした場合 ※事故の有無を問わない。 | 免職 |
| | 酒気帯び運転による事故を起こした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転による事故以外の場合 ※停職は、前日の飲酒が相当時間経過したにもかかわらず、翌日に残っていた場合などの事案に限定。 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職、停職 |
| 15 新潟県 | 飲酒運転を行った場合 | 免職 |
| | 飲酒運転を行い、報告を怠った場合 | 免職 |
| | 「飲酒運転をしていることを知りながら同乗した場合」又は「自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧めた場合」 | 免職、停職 |
| 16 富山県 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転(過去に飲酒運転で処分を受けた者)をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転を知りながら同乗した場合、又は飲酒を勧め、かつ飲酒運転を制止しなかった場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 17 石川県 | 飲酒運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 飲酒運転で人に傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転で人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転で物の損壊に係る交通事故を起こした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転で物の損壊に係る交通事故を起こし、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 交通事故は起こさないが、飲酒運転をした場合 | 免職又は停職 |
| 18 福井県 | 飲酒運転であることを知りながらその車両に乗車していた場合及び飲酒をすすめたうえ飲酒運転をとめなかった場合 | 免職又は停職 |
| | 酒酔い運転(酒気帯び運転を含む)による人身事故を起こした場合 | 原則免職 |
| | 酒酔い運転(酒気帯び運転を含む)をした場合 | 免職、停職 |
| | 酒酔い運転(酒気帯び運転を含む)をしていることを知りながら同乗し、または運転することとなるおそれがある者に対し飲酒を勧めた場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 19 山梨県 | 飲酒運転をした場合 | 免職 |
| 20 長野県 | ア 酒酔い運転をした職員 | 免職 |
| | イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人の身体を傷害した職員 | 免職 |
| | ウ 酒気帯び運転をした職員 | 免職又は停職 |
| | エ 飲酒の事情を知りながら同乗した職員 | 停職 |
| | オ エの場合において飲酒運転をした者に指示又は命令等をした職員 | 免職 |
| | カ 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員 | 停職 |
| 21 岐阜県 | 事故の有無に関わらず飲酒運転をした場合 このうち、飲酒運転となった状況、経緯に鑑み、特段の事情がある場合 | 免職又は停職(諭旨免職) 3月を下限とする停職 |
| | 飲酒運転を知りながら同乗した場合 | 免職又は停職(諭旨免職) |
| | 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職又は停職(諭旨免職) |
| 22 静岡県 | 酒酔い運転(人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合) | 免職 |
| | 酒酔い運転(物損事故又は違反行為のみの場合) | 免職、停職 |
| | 酒気帯び運転(人を死亡させた場合) | 免職 |
| | 酒気帯び運転(人に傷害を負わせた場合) | 免職、停職 |
| | 酒気帯び運転(物損事故又は違反行為のみの場合) | 免職、停職、減給 |
| 23 愛知県 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転で交通事故を起こした場合 | 免職 |
| | 酒酔い運転をした場合 | 免職、停職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職、停職、減給 |
| | 飲酒運転を教唆した場合 | 免職、停職 |
| 24 三重県 | 飲酒運転を補助した場合又は飲酒運転をした者に同乗した場合 | 免職、停職、減給 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転の当事者の場合 当事者以外のもので、酒酔い運転又は酒気帯び運転の当事者に原因となった行為を勧めた者又はその事実を知りながら行動をとめた者の場合 | (他人を死亡させた場合)免職 (それ以外の場合)免職又は停職 免職又は停職 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(1) 飲酒運転

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|--|-------------|
| 25 滋賀県 | 酒酔い運転をした教職員 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした教職員 | 免職、停職 |
| | 上記うち、人を死亡させ、または重傷を負わせた教職員 | 免職 |
| | 飲酒運転となることを知りながら、車両もしくは酒類を提供し、もしくは飲酒を勧め、またはその者が運転する車両に同乗した教職員 | 免職、停職 |
| | 上記のうち、当該飲酒運転により、人が死亡した場合、または重傷を負った場合 | 免職 |
| 26 京都府 | 酒酔い運転をした教職員 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした教職員 | 免職、停職 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転に同乗していた教職員 | 減給、戒告 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転に同乗していた場合において、人を死亡させ、又は傷害を負わせる交通事故が生じた場合 | 免職、停職、減給 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転に同乗していた場合において、物の損壊に係る交通事故が生じた場合 | 停職、減給 |
| 27 大阪府 | 酒酔い運転をすること。 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をすること。 | 停職又は免職 |
| | 酒気帯び運転により人身、対物損壊等の事故を起こすこと。 | 免職 |
| | 酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら、運転する者に飲酒を勧めること又は酒酔い運転又は酒気帯び運転の車に同乗すること。 | 減給、停職又は免職 |
| 28 兵庫県 | 酒酔い運転をした職員、酒気帯び運転により人を死亡させた職員 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした職員 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員 職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 | 免職、停職又は減給 |
| 29 奈良県 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転をした場合 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転により、人身事故を起こした場合。 | 免職 |
| | 飲酒していることを知りながら運転を促した場合。運転することを知りながら飲酒を勧めた場合。飲酒して運転していることを知りながら同乗した場合。 | 免職、停職 |
| 30 和歌山県 | 酒酔い運転による人身事故の場合 | 免職 |
| | 上記以外の酒酔い運転の場合 | 免職、停職6月 |
| | 酒気帯び運転の場合 | 免職、停職4月以上 |
| | 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職、停職1月以上 |
| | 飲酒運転をすることを知りながら容認した場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 31 鳥取県 | ア 相手方を死にいたらしめ、又は相手方に著しい後遺症を伴う傷害を与えた場合 | 免職 |
| | イ アに至らない人身事故を起こした場合 | 免職又は4月以上の停職 |
| | ウ 家屋その他他人(法人を含む)の所有物に対する物損事故を起こした場合、人への傷害若しくは家屋等への損害を与えない交通事故を起こした場合又は事故を伴わない違反をした場合 | 免職又は3月以上の停職 |
| | エ 飲酒をした者の車に、飲酒の事実を知りながら同乗するなどその行為を容認した場合及び運転することを知りながら酒を勧めたり、事後の隠蔽に関与するなど飲酒運転をほう助した場合 | 免職又は停職 |
| | オ イ及びウにおいて、停職は、前日に飲酒した場合など、飲酒後に一般的に酒酔いが醒めたと判断し得る程度の時間が経過している状況において、酒気帯び運転で検察された場合など酒気帯び運転の経緯、態様及び結果並びに他の交通法規違反の状況から原因・動機において重い非難に値するような事情がなく、悪質性が相当程度低いと認められる場合に限定して適用するものとする。 なお、この場合において、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合は、その処分を加重する。 | |
| 32 島根県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転で人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をするおそれのある者に対し、車両を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| 車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運転をしている車両に同乗した場合 | 免職、停職又は減給 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(1) 飲酒運転

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------|
| 33 岡山県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をし、人を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をし、人に傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職、停職又は減給 |
| 34 広島県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転をした場合において、措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職又は停職 |
| 35 山口県 | 飲酒運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合 飲酒運転で交通事故(物損)を起こした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転で交通事故(自損)を起こした場合 飲酒運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手が車を運転すると知りながら飲酒を勧めたり、飲酒運転と知りながら同乗した場合 | 免職又は停職 |
| | | |
| 36 徳島県 | (1)相手方を死亡させた教職員 | 免職 |
| | (2)相手方に重傷を負わせた教職員 | 免職 |
| | (3)相手方に軽傷を負わせた教職員 | 免職 |
| | (4)他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員(自損事故を含む) | 免職 |
| | (5)上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員 | 免職又は停職 |
| | ※飲酒運転をした管理職員(管理職手当の支給を受ける教職員)は、原則として、免職とする。 | |
| 37 香川県 | 飲酒運転(酒酔い運転又は酒気帯び運転)をし、人を死亡させた場合 | 免職 |
| | 飲酒運転(酒酔い運転又は酒気帯び運転)をした場合(人を死亡させた場合を除く。) | 免職、停職 |
| | 飲酒運転(酒酔い運転又は酒気帯び運転)となることを知りながら、同乗し又は飲酒を勧めた場合 | 免職、停職 |
| 38 愛媛県 | 飲酒運転により死亡事故を起こした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転により傷害事故又は物損事故を起こした場合 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転により自損事故を起こした場合又は自損以外の事故を伴わない場合 | 停職 |
| 39 高知県 | 酒酔い運転及び酒気帯び運転をした場合 | 免職 |
| | 二日酔いによる酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をした教職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合 教職員の飲酒を知りながら当該教職員が運転する車両に同乗した場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 40 福岡県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職・停職 |
| | 飲酒運転者への車両・酒類提供、飲酒運転車両への同乗行為等をした場合 | 免職・停職 |
| 41 佐賀県 | 飲酒運転(飲酒運転の事実を知りながら同乗する行為を含む。)をした場合 | 原則免職 |
| 42 長崎県 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転(以下「飲酒運転」という。)をした教職員 | 免職 |
| | 飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員 | 免職 |
| 43 熊本県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転により人身事故を起こした場合 | 免職 |
| | 上記以外の場合で、酒気帯び運転をした場合 上記の場合で物の損壊に係る交通事故を起こして必要な措置を講じなかった場合 | 免職又は停職 免職 |
| | 飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することがあきらかにもかかわらず飲酒を勧め、若しくは飲酒運転をすることを知りながら自動車等を提供した場合 | 免職又は停職 |
| 44 大分県 | 飲酒運転を行い、人身事故又は物損事故を起こした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転を行い、自損事故等を起こした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転の車に同乗した者又は飲酒等に同席し飲酒運転を容認した場合 | 免職又は停職 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(1) 飲酒運転

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|-------------------------|
| 45 宮崎県 | 飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)をした者で、人を死亡させた場合 | 酒酔い:免職 酒気帯び:免職、停職 |
| | 飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)をした者で、重篤及び傷害を負わせた場合 | 酒酔い:免職 酒気帯び:免職、停職 |
| | 飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)をした者で、人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷害を負わせた者で、措置義務違反をした者 | 免職 |
| | 飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)をした者で、交通違反となった場合 | 酒酔い:免職 酒気帯び:免職、停職、減給 |
| | 飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)をした者で、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | 酒酔い:免職 酒気帯び:免職、停職 |
| | 運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運転を勧め、又は当該運転者が運転することを補助した場合 | 免職、停職、減給 |
| 46 鹿児島県 | 飲酒運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転であることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 47 沖縄県 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒酔い又は酒気帯び運転で人身事故を起こした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転(酒酔い、酒気帯び)を教唆した場合 | 免職 |
| | 飲酒運転(酒酔い、酒気帯び)を補助した場合 | 停職 |
| 48 札幌市 | 飲酒運転(酒酔い運転又は酒気帯び運転)をした場合 | 免職、停職 |
| | 酒酔い・酒気帯び運転を知っていながらそれに同乗した者、及び酒酔い・酒気帯び運転をするおそれのある者に対して酒類を提供若しくはすすめた場合 | 減給 |
| 49 仙台市 | 自動車等の飲酒運転により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 自動車等の飲酒運転により人に傷害を負わせ、又は物を損壊した場合 | 免職又は停職6月 |
| | 自動車等の飲酒運転を行った場合 | 免職又は停職5月以上 |
| | 自動車等を飲酒運転していることを知りながら同乗した場合、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらこれを容認した場合、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合。 | 免職、停職、又は減給5月以上 |
| 50 さいたま市 | 飲酒運転をした場合(ただし、特段の事情がある場合) | 免職(停職とすることができる) |
| | 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合 飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した場合や、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合 | 免職、停職、減給 |
| 51 千葉市 | 事故を起こした場合。 | 免職 |
| | 飲酒運転をした場合。 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転をした者(職員以外の者を含む。)に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は飲酒の事実を知りながら本人が運転する車両に同乗した場合及び同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 52 川崎市 | 酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 | 免職、停職 |
| | 酒酔い又は酒気帯び運転をした場合 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧め、又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した場合 | 免職、停職、減給 |
| 53 横浜市 | 事故を起こした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転の場合 | 免職 |
| | 飲酒運転の容認等の場合 | 減給、停職、免職 |
| | ※飲酒運転は原則として免職。ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができる。 | |
| 54 相模原市 | 酒酔い運転及び酒気帯び運転(以下「飲酒運転」という。)で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をした教職員は、免職とする。この場合において特段の事情があると認められるときは、停職とすることができる。 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転であることを知りながらこれに同乗し、又は同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合 | 免職又は停職 |
| 55 新潟市 | 酒酔い運転を行った場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転を行った場合 | 免職、停職 |
| | 飲酒(酒酔い・酒気帯び)運転となることを知りながら同乗した場合、自動車等を提供した場合、又は自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧めた場合 | 免職、停職、減給 |
| 56 静岡市 | 飲酒運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 飲酒運転で物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をして摘発された場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をするおそれがある者に対し、あえて飲酒をすすめ、又は当該おそれがある者が運転する車両にことさらに同乗した場合 | 免職 |
| 57 浜松市 | 酒酔い運転 | 免職 |
| | 酒気帯び運転 | 免職 |
| | 飲酒運転ほう助・同乗 | 免職 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(1) 飲酒運転

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------|
| 58 名古屋市 | 飲酒運転で事故を起こした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をした場合 ただし、この場合において、特段の事情がある場合は、停職とすることができる。 | 免職 |
| | 飲酒運転となることを知りながら、他の者に酒類を提供し又は飲酒を勧めた場合 飲酒運転となることを知りながら、飲酒運転の車に同乗し又は飲酒を容認した職員も同様とする。 (注)飲酒運転とは、酒酔い運転又は酒気帯び運転をいう。 | 免職又は停職 |
| 59 京都市 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転した場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転の助長又は容認をした場合 | 免職又は停職 |
| 60 大阪市 | 酒気帯び運転(酒気を帯びて自動車等を運転することをいう。以下同じ。)をする場合(次項に該当する行為を除く。) | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転(酒酔い運転(酒に酔った状態(アルコールの影響により自動車等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。))で自動車等を運転することをいう。以下同じ。)を除く。)により人を死亡させ、又は人に傷害を負わせる場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転(酒酔い運転を除く。)により他人の物を損壊させる場合 | 免職 |
| | 酒酔い運転をする場合 | 免職 |
| 61 堺市 | 飲酒運転となることを知りながら、運転者に飲酒をすすめ、又は自動車等に同乗する場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転をした場合。 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転により、人を死亡させ、人に傷害を負わせ、又は物を損壊した場合。 | 免職 |
| | 飲酒運転となることを知りながら、飲酒した者が運転する車両に同乗した場合。 | 免職、停職又は減給 |
| | 前項の場合において、当該飲酒した者が本市の職員であるとき。 | 免職又は停職 |
| 62 神戸市 | 飲酒運転となるおそれがある者に対して車両若しくは酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合。 | 免職、停職又は減給 |
| | 前項の場合において、当該飲酒運転となるおそれがある者が本市の職員であるとき。 | 免職又は停職 |
| | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた場合、飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した場合又は同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した場合 | 免職、停職又は減給 |
| 63 岡山市 | 酒酔い運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせ、及び事故後の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めたこと又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 64 広島市 | 飲酒運転をした場合は、免職とする。ただし、特段の事情があるときは、停職とすることができる。 | 免職、停職 |
| | 飲酒運転等となることを知りながら他の者に車両若しくは酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合、また、飲酒運転等であることを知りながらこれに同乗した場合 | 免職、停職 |
| 65 北九州市 | 酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | 酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | 酒気帯び運転をした場合で、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせて事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合 | 免職 |
| | 飲酒をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した場合 | 免職又は停職 |
| 66 福岡市 | 酒酔い運転又は酒気帯び運転(以下「飲酒運転」という。)をした場合。 | 免職 |
| | 上記の場合において、特段の事情がある場合。 | 停職 |
| | 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合。また、飲酒運転であることを知りながら、これに同乗した場合。 | 免職、停職 |
| 67 熊本市 | ①酒酔い運転をした場合 | 免職 |
| | ②酒気帯び運転による人身事故を起こした場合 | 免職 |
| | ③②以外の場合で、酒気帯び運転をした場合 | 免職又は停職 |
| | ④③のうち物の損壊に係る交通事故を起こして必要な措置を講じなかった場合 | 免職 |
| | ⑤他の者が、飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することが明らかであるにもかかわらず飲酒を勧め、若しくは飲酒運転をすることを知りながら他の者に自動車等を提供した場合 | 免職又は停職 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(2) 体罰・不適切な言動

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|--|-----------|
| 1 北海道 | 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合 | 免職、停職 |
| | 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給 |
| | 上記以外の体罰を加えた場合 | 戒告 |
| 2 青森県 | 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症を残す傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記に掲げるものを除くほか、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記に掲げるものを除くほか、体罰を常習的に行っていた場合又は特に悪質な態様の体罰を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 3 岩手県 | 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記に掲げるもののほか、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記2件以外の場合であって、体罰を常習的に行っていた場合又は体罰の様態が特に悪質であった場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記3件以外の体罰をした場合 | 戒告又は訓告 |
| | 児童生徒を傷つけ、又は児童生徒間のいじめを助長するなどの不適切な言動をし、かつ、その様態が特に悪質であった場合若しくは常習的に行っていた場合又は当該不適切な言動により児童生徒に重度の精神的苦痛を与えた場合 | 免職又は停職 |
| 上記に掲げるもののほか、児童生徒に対する不適切な言動をした場合 | 減給又は戒告 | |
| 4 宮城県 | 体罰により児童生徒を死亡させた場合又は重篤な後遺症を残す傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰により児童生徒に重傷を負わせた場合 | 停職又は減給 |
| | 体罰の様態が特に悪質な場合又は体罰を常習的に行っていた場合 | 免職又は停職 |
| | 暴言等不適切な言動により児童生徒に重大な精神的苦痛を与えた場合 | 減給又は戒告 |
| | 不適切な言動の様態が特に悪質な場合又は不適切な言動を常習的に行っていた場合 | 停職又は減給 |
| | 体罰等により児童生徒にけが等が無い場合又はけが等の程度が軽い場合でも、過去に体罰等で措置などの注意指導を受けたことがある場合又は繰り返し体罰等を行うといった反復性が認められる場合 | 減給又は戒告 |
| 5 秋田県 | 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、または重大な傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記以外の体罰を加えた場合 適正を欠いた発言により児童生徒に精神的に大きな悪影響を生じさせた場合 | 戒告 |
| 6 山形県 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 児童生徒に対して体罰を加えた場合 | 減給又は戒告 |
| 7 福島県 | 暴言又は不適切な行為により、児童生徒の心身に不調をきたす被害を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | ア 体罰(児童生徒を懲戒する必要がある場合における暴力行為を含む。以下同じ。)により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に後遺症が残る傷害若しくは治療期間が概ね1か月以上の傷害を負わせた場合 | 免職・停職 |
| | イ 体罰により児童生徒に治療期間が概ね1週間以上1か月未満の傷害を負わせた場合 | 停職・減給 |
| | ウ ア及びイ以外の体罰を行った場合 | 減給・戒告 |
| エ 侮蔑的な言動等により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合 | 言動等の態様及び苦痛の程度によりア、イ又はウの量定に準じて扱う。 | |
| 8 茨城県 | ア 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | イ 体罰により児童生徒に重傷を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記の場合で、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の様態が特に悪質な場合 | 免職 |
| | ウ 上記以外で体罰を行った場合 | 停職又は減給 |
| | 上記の場合で、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の様態が特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| エ 侮蔑的な言動等により児童生徒に著しい精神的な苦痛を負わせるなど不適切な指導をした場合 | 体罰の処分準じる | |
| 9 栃木県 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の様態が特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた場合 | 減給又は戒告 |
| | この場合において、体罰を常習的に行っていたとき、又は体罰の様態が特に悪質な場合 | 停職又は減給 |
| | 悪質な暴言等を常習的に行うことにより、著しい精神的苦痛を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | この場合において、暴言等の態様が特に悪質な場合 | 免職、停職又は減給 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(2) 体罰・不適切な言動

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|---------------------|
| 10 群馬県 | 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰により児童生徒に重傷を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記の場合において、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| | 侮蔑的な言動等により児童生徒に著しい精神的な苦痛を負わせるなどの行為を行った場合 | 上記に準じて取り扱う |
| 11 埼玉県 | 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重篤な後遺症を負わせた職員 | 免職 |
| | 体罰を行った職員 | 戒告 |
| | 上記の場合において、体罰を常習的に行っていたとき、体罰の態様が悪質などとき、又はその事実を隠べいしたとき | 停職又は減給 |
| | 悪質な暴言若しくは威嚇を行い、又は常習的に暴言若しくは威嚇を行った職員、また、暴言又は威嚇を行い、その事実を隠べいした職員 | 停職、減給又は戒告 |
| 12 千葉県 | 体罰により幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 体罰により児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| | 侮蔑的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。 | |
| 13 東京都 | 体罰により児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重篤な後遺症を負わせた場合 極めて悪質又は危険な体罰を繰り返した場合で、児童・生徒の苦痛の程度が重いつき(欠席・不登校等) | 免職 |
| | 常習的に体罰を行った場合 悪質又は危険な体罰を行った場合 体罰により傷害を負わせた場合 体罰の隠べい行為をした場合 | 停職、減給 |
| | 体罰を行った場合 | 戒告 |
| | 暴言又は威嚇を行った場合で、児童・生徒の苦痛の程度が重いつき(欠席・不登校等) 常習的に暴言又は威嚇を繰り返した場合 暴言又は威嚇の内容が悪質である場合 暴言又は威嚇の隠べい行為を行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| | | |
| | | |
| 14 神奈川県 | 児童生徒の怪我が重傷の場合、常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合 | 免職、停職、減給 |
| | 児童生徒の被害の程度が重い場合、常習的に行っていた場合、不適切な言動等の態様が特に悪質な場合 | 免職、停職、減給 |
| 15 新潟県 | 体罰により児童生徒を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職、停職、減給 |
| | 体罰により児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | その他体罰により、児童生徒の人権を著しく侵害した場合 | 減給、戒告 |
| 16 富山県 | 児童生徒に対して体罰を行い、児童生徒を死亡させ又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職、停職 |
| | 児童生徒に対して体罰を行い、児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒に対して、体罰を行った場合 | 減給、戒告 |
| 17 石川県 | 体罰により児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰により児童生徒に重傷を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰により児童生徒に軽傷を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 傷害はないが体罰を加えた場合 | 減給又は戒告 |
| | 児童生徒に対し暴言等不適切な指導を行い精神的苦痛を与えた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 18 福井県 | 児童・生徒に対し、体罰を加えることにより、死亡させ、または重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 原則免職 |
| | 児童・生徒に対し、体罰を加えることにより、傷害を負わせた場合 | 停職、減給 |
| | 児童・生徒に対し、体罰を加えた場合 | 減給、戒告 |
| 19 山梨県 | 体罰により児童生徒に重傷を負わせた場合、常習的に体罰を行った場合又は体罰の態様が特に悪質であった場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 上記以外の体罰を行った場合 | 減給又は戒告 |
| 20 長野県 | (1)体罰により児童生徒を死亡させ、又は心身に重篤な傷害を負わせた職員 | 免職又は停職 |
| | (2)体罰により児童生徒の心身に傷害を負わせた職員 | 停職又は減給 |
| | (3)体罰を常習的に行っていた職員、又は態様が特に悪質な体罰を行った職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | (4)児童生徒に体罰を行った職員(被害のない体罰で情状酌量が相当と認められる場合を除く) | 減給又は戒告 |
| 21 岐阜県 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に負傷(上記の負傷を除く。)を負わせた場合 このうち、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったとき | 停職、減給又は戒告 免職又は停職 |
| | 上記に掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた場合 このうち、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったとき | 戒告 停職又は減給 |
| | 児童生徒に対して不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(2) 体罰・不適切な言動

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|----------------------------|
| 22 静岡県 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職、停職 |
| | 上記以外の体罰の場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒に対し、不適切な言動等を行った場合、又はそれによって相手に精神的苦痛を与えた場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 23 愛知県 | 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした場合 | 免職、停職 |
| | 児童生徒に上記以外の体罰をした場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰ではないが、児童生徒に対する教職員として不適切な指導をした場合 | 停職、減給、戒告 |
| 24 三重県 | 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした場合(※) | 免職又は停職 |
| | 児童生徒に上記(※)以外の体罰をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 25 滋賀県 | 体罰を行い、児童生徒を死亡させ、または重傷を負わせた教職員 | 免職、停職 |
| | 常習的に体罰を行った、体罰の態様が悪質であった、または体罰を行った事実を隠ぺいした教職員 | 停職、減給、戒告 |
| 26 京都府 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員 | 免職、停職 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に治療期間が概ね30日以上の場合又は後遺症が残る傷害を負わせた教職員 | 免職、停職、減給 |
| | 上記の場合以外で、体罰を加えた教職員 | 停職、減給、戒告 |
| 27 大阪府 | 児童又は生徒に体罰をすること。 | 戒告、減給又は停職 |
| | 児童又は生徒の人権を侵害する発言その他精神的な苦痛を与える言動をすること。 | 戒告、減給又は停職 |
| 28 兵庫県 | ア 体罰を行い、児童生徒に傷害を負わせた職員 | 免職、停職、減給 |
| | イ 体罰を行い、児童生徒に精神的影響を生じさせた職員 | 免職、停職、減給 |
| | ウ 体罰を常習的にを行い、隠蔽し、又は特別な支援を要する児童生徒に対して行った職員 | 停職、減給 |
| | エ 体罰を行った職員 | 減給、戒告 |
| 29 奈良県 | 体罰を行った場合。 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰により児童生徒に重傷を負わせた場合。常習的に体罰を行っていた場合。その他体罰の態様が特に悪質であった場合。 | 免職、停職 |
| 30 和歌山県 | 児童生徒の怪我が重傷の場合、常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合 | 免職、停職 |
| | 上記以外の場合 | 体罰の態様、児童生徒の怪我の状況等に応じて処分を決定 |
| 31 鳥取県 | 職務の遂行に関し、児童・生徒に対し体罰を加えた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 32 島根県 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした場合 | 免職 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に治療期間が概ね30日以上の場合又は後遺症が残る負傷を与える行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に治療期間が概ね15日以上30日未満の負傷を与える行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 体罰を加えたことにより、児童生徒に治療期間が概ね15日未満の負傷を与える行為をした場合 | 減給又は戒告 |
| 33 岡山県 | 体罰により、児童等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 体罰により、児童等に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰を常習的に行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 暴言、侮蔑的な言動等を常習的に行うことにより、児童等に著しい精神的苦痛を負わせた場合 | 減給又は戒告 |
| 34 広島県 | 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた場合 | 免職 |
| | 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた場合(体罰の形態を考慮する) | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰により、児童・生徒に負傷がない場合(体罰の形態によって判断) | 停職、減給又は戒告 |
| 35 山口県 | 体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰により児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰を繰り返し行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 上記以外の体罰又は暴言等の不適切な言動を行った場合 | 状況等を総合的に判断して処分を決定 |
| 36 徳島県 | (1)体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員 | 免職又は停職 |
| | (2)体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | (3)児童生徒に上記以外の体罰をした教職員 | 減給又は戒告 |
| | (4)侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合 | 体罰の量定に準じて取り扱う |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(2) 体罰・不適切な言動

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------------------------|
| 37 香川県 | 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷(30日以上の治療を要する傷害)を負わせた場合 | 免職、停職 |
| | 体罰により、児童生徒に軽傷(30日未満の治療を要する傷害)を負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰を常習的に行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| 38 愛媛県 | 体罰により児童生徒に障害が残るけがを負わせた場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 体罰により児童生徒に1か月以上のけがを負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰により児童生徒に1か月未満のけがを負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰により児童生徒にけがを負わせなかった場合又は極めて軽微なものであった場合 | 減給、戒告 |
| 39 高知県 | 死亡等:体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、または重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合。 | 免職又は停職 |
| | 傷害:体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた場合。 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた場合。 | 停職又は減給 停職、減給又は戒告 |
| | その他:上記以外で、児童生徒に体罰を加えた場合。 | 減給又は戒告 |
| | 児童生徒に対して、暴言等不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた場合。 | 停職、減給又は戒告 |
| 40 福岡県 | 体罰を行った場合(死亡又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合) | 免職・停職 |
| | 体罰を行った場合(負傷させた場合) | 停職・減給・戒告 |
| | 体罰を行った場合(常習的に行った場合) | 減給・戒告 |
| | 暴言、侮蔑的な言動等を常習的に行うことにより、著しい精神的苦痛を負わせた場合 | 免職・停職・減給・戒告 |
| 41 佐賀県 | 体罰により児童生徒を負傷させた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰を繰り返し行った場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 暴言等不適切な指導により児童生徒に著しく精神的な苦痛を与えた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 暴言等不適切な指導を繰り返し行った場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 42 長崎県 | 体罰により児童生徒を死亡させた教職員 | 免職 |
| | 体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員 | 免職、停職 |
| | 体罰により児童生徒を負傷させた教職員 | 停職、減給、戒告 |
| | 上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は特に悪質な態様の体罰を行った教職員 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 43 熊本県 | (1) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症(失明等)を残す傷害を負わせた職員 | 免職又は停職 |
| | (2) (1)以外の場合で、体罰により、児童生徒に重傷を負わせた職員 | 停職又は減給 |
| | (3) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員 | 減給又は戒告 |
| | (4) (1)から(3)の場合で、懲戒処分を行おうとするときは、次のアからウまでに掲げる事由を考慮のうえ判断するものとする。 ア 体罰を常習的に行ったこと。 イ 体罰の事実を隠蔽したこと。 ウ 特別な支援を要する児童生徒に体罰を行ったこと。 | |
| | (5) (1)から(3)以外の場合で、(4)アからウまでに掲げる事由のいずれかに該当する行為をした職員 | 減給又は戒告 |
| | (6) 暴言等の不適切な指導を行った職員に対する懲戒処分については、(1)から(5)に準じて扱う。 | |
| 44 大分県 | 体罰を加え児童生徒を負傷させた場合 | 戒告等 |
| 45 宮崎県 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死傷させたり、児童生徒に重大な後遺症を負わせたり、負傷させたりした者、あるいは精神的苦痛を与えたりした場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒に対し、不適切な指導を行い、相手に対し精神的苦痛を与えた場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 46 鹿児島県 | 体罰により児童生徒に重傷を負わせたり、体罰を常習的に行ったりした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 上記以外の場合 | 体罰の態様、児童生徒の怪我の状況等に応じて、処分を決定する。 |
| 47 沖縄県 | 体罰等により、児童生徒が重傷(30日以上の治療を要する場合)を負った場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰等により、児童生徒が軽傷(30日未満の治療を要する場合)を負った場合 | 停職又は減給 |
| | 上記に該当しないが、児童生徒に体罰等をした場合 | 戒告 |
| 48 札幌市 | 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る障害を負わせる体罰をした場合 | 免職、停職 |
| | 児童生徒に常習的に、若しくは態様が特に悪質な体罰をし、又は体罰を行った事実を隠べいた場合 | 免職、停職、減給 |
| | 児童生徒に上記以外の体罰をした場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰ではないが、児童生徒に対する職員として著しく不適切な指導をした場合 | 停職、減給、戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(2) 体罰・不適切な言動

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|--|---------------------------------|
| 49 仙台市 | 体罰により、児童生徒を死亡させた場合又は長期入院を必要とする傷害や重大な後遺症を残す傷害等を負わせた場合。 | 免職又は停職 |
| | 体罰により、児童生徒に重傷を負わせた場合。ただしこの場合において、体罰の態様が特に悪質な場合、又は体罰を常習的に行っていた場合は、免職又は停職とする。 | 停職又は減給 |
| | 体罰により、児童生徒に負傷等が無い場合又は負傷等の程度が軽い場合でも、体罰の態様が特に悪質な場合、体罰を常習的に行った場合、又過去に繰り返し体罰等を行うといった反復性が認められる場合。 | 減給又は戒告 |
| | 不適切な指導及び言動の態様が特に悪質若しくは常習的な場合、又は児童生徒の心身を著しく傷つけたり、児童生徒の人権を著しく侵害して、重度の精神的苦痛を与えた場合。 | 免職、停職又は減給 |
| | 不適切な指導及び言動により、児童生徒の心身を傷つけたり、児童生徒の人権を侵害して、精神的苦痛を与えた場合。 | 減給又は戒告 |
| 50 さいたま市 | 児童生徒に対して体罰を加えた場合 | 減給、戒告 |
| | 上記において、児童生徒に重篤な傷害を負わせ、かつ、その行為が特に悪質な場合 | 停職 |
| | 児童生徒に対して不適切な指導・言動により、児童生徒の心身を傷つけ、精神的な苦痛を与えた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 51 千葉市 | 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症を残す傷害を負わせた場合 | 免職 |
| | 体罰により児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 体罰を常習的に行っていた場合又は特に悪質な態様の体罰を行った場合 | 免職、停職 |
| | 侮辱的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合 | 体罰の量定に準じる |
| 52 川崎市 | 児童生徒に体罰を行い負傷させた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒に体罰を行ったが負傷には至らなかった場合 | 減給、戒告 |
| | 児童生徒間のいじめに対し適切な対応がなされなかった場合 | 戒告 |
| | ※体罰の態様が特に悪質な場合、常習的に行った場合、結果が重大であった場合等は量定を加重する。 | |
| | ※侮蔑的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な指導については、体罰に準じて扱う。 | |
| ※いじめに関する一連の措置は、児童生徒に被害を生じさせないために必要不可欠な職務上の義務であり、その義務懈怠の結果が重大であった場合は、量定を加重する。 | | |
| 53 横浜市 | 児童・生徒に体罰を行い負傷させた(精神的な後遺症を与えた場合も含む)場合 | 戒告、減給、停職 |
| | 児童・生徒に体罰を行い負傷させた(精神的な後遺症を与えた場合も含む)場合※処分歴有り | 停職、免職 |
| | 児童・生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない(精神的な苦痛を与えた場合も含む)場合 | 戒告、減給 |
| | 児童・生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない(精神的な苦痛を与えた場合も含む)場合※処分歴有り | 減給、停職、免職 |
| | 児童・生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った場合 | 停職、免職 |
| | ※処分歴には、文書訓戒・厳重注意を含む。 ※傷害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。 ※侮蔑的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。 | |
| 54 相模原市 | ① 児童生徒に重傷を負わせた、常習的に行っていた、又は、特に悪質な体罰を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| | ② ①以外の行為をした場合 | 体罰の態様、児童生徒の怪我の状況等に応じて処分を決定 |
| | ③ 児童生徒の被害の程度が重い行為をした、常習的に行っていた、又は、特に悪質な不適切な言動等を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| | ④ ③以外の行為をした場合 | 不適切な言動等の態様、児童生徒の被害の状況等に応じて処分を決定 |
| 55 新潟市 | 体罰により幼児児童生徒を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 | 免職、停職、減給 |
| | 体罰により幼児児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | その他体罰により、幼児児童生徒の人権を著しく侵害した場合 | 減給、戒告 |
| | 幼児児童生徒に対する不適切な言動、幼児児童生徒間のいじめへの加担・助長又は幼児児童生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した教職員で、重大な事態を招いた場合、その様態が特に悪質な場合、又は隠ぺい・常習性がある場合 | 免職、停職、減給 |
| | 幼児児童生徒に対する不適切な言動、幼児児童生徒間のいじめへの加担・助長又は幼児児童生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した教職員で、その様態が悪質な場合 | 停職、減給、戒告 |
| 56 静岡市 | 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合 | 免職、停職 |
| | 上記以外の体罰の場合 | 停職、減給・戒告 |
| | 児童生徒に対し、不適切な言動等を行った場合、又はそれによって相手に精神的苦痛を与えた場合 | 免職・停職・減給・戒告 |
| 57 浜松市 | 児童生徒を死亡させた場合、重大な後遺症の残る傷害を負わせた場合(負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する) | 停職、免職 |
| | 上記以外の体罰(負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する) | 戒告、減給、停職 |
| | 児童生徒に対し、不適切な言動等を行った場合、又はそれによって相手に精神的苦痛を与えた場合 | 戒告、減給、停職、免職 |
| 58 名古屋市 | 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした場合 | 免職又は停職 |
| | 児童生徒に上記以外の体罰をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰ではないが、児童生徒に対し、心理的な攻撃を加え、又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な指導をした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(2) 体罰・不適切な言動

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|------------------------|
| 59 京都市 | 体罰を行い、児童等に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員、及び常習的に体罰を行った場合 | 免職又は停職 |
| | 体罰を行い、児童等を負傷させた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 体罰を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 児童等に対する暴言等の不適切な指導を行った場合 | 体罰の基準に準じて 処分等の量定を判断 |
| 60 大阪市 | 教職員が児童等の身体を傷害するに至らない体罰を行う場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 教職員が前項に掲げる行為を常習的に行う場合 | 免職又は停職 |
| | 教職員が体罰により児童等の身体を傷害する場合 | 免職、停職又は減給 |
| 61 堺市 | 児童又は生徒に体罰をした場合。 | 停職、減給又は戒告 |
| 62 神戸市 | (ア) 体罰の態様が悪質若しくは危険な暴力行為である場合又は常習的な場合 | 免職又は停職 |
| | (イ) 体罰で傷害を負わせたり、事後処理が不適切な場合等 | 停職又は減給 |
| | (ウ) 体罰を行った場合であって、ア、イに該当しない場合 | 減給又は戒告 |
| | (エ) 故意又は重大な過失により必要な安全配慮を怠り、傷害を負わせたり、事後処理が不適切な場合等 | 減給又は戒告 |
| | (オ) ア、イ、ウの場合において、体罰の実態を把握、あるいは体罰の事実があると疑われる状況を認識しながら、適切な対応を怠り、又は放置した場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | ※動機、態様、結果、指導経過、事後処理等の内容によっては、量定を加重又は軽減する。 ※暴言、侮蔑的な言葉又は威圧的な言動等の不適切な指導により、身体的・精神的苦痛を与えた場合は、この体罰等の量定に準じて扱う。 | |
| 63 岡山市 | 幼児児童生徒を死亡させ、又は幼児児童生徒に重篤な傷害を負わせた場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 幼児児童生徒に傷害を負わせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 64 広島市 | 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた場合 | 免職 |
| | 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた場合(負傷の程度、体罰の形態等に応じて)。また、負傷がない場合(体罰の形態による) | 停職、減給、戒告 |
| 65 北九州市 | 幼児、児童及び生徒を死亡させ、又は児童生徒等に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした場合 | 免職又は停職 |
| | 児童生徒等に上記以外の体罰をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒に対して著しく不適切な言動をした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 66 福岡市 | 児童、生徒(以下「児童等」という。)に体罰を行った場合。 | 停職、減給、戒告 |
| | 上記の場合で、当該児童等を負傷させた場合。 | 免職、停職、減給 |
| | 上記の場合で、当該児童等に重大な負傷(治療期間が概ね30日以上ものをいう。)を負わせた場合。(考慮すべき事由がある場合。) | 免職(停職、減給) |
| | 児童等へのいじめ、侮蔑的な言葉等による精神的な侵害を内容とする不適切な言動を行った場合。 | 体罰に準ずる |
| 67 熊本市 | ① 体罰を加えたことにより、児童生徒が死亡し、又はおおむね30日以上治療期間を要する傷害を負った場合 | 免職又は停職 |
| | ② 体罰を加えたことにより、児童生徒が傷害(①に掲げるものを除く。)を負った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | ③ ②の場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったとき | 免職又は停職 |
| | ④ ①②③に掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた場合 | 減給又は戒告 |
| | ⑤ ④の場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったとき | 停職又は減給 |
| | ⑥ 暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|-----------|
| 1 北海道 | 次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・刑法、児ポ法、児童福祉法、青少年健全育成条例、迷惑行為防止条例、ストーカー行為禁止命令等違反、その他類似する法令違反 | 免職 |
| | 次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・軽犯罪法(身体露出、窃視)、青少年健全育成条例(着用済み下着の買受け、児童ポルノ等の提供を求める行為)、迷惑行為防止条例(卑わいな言動)、ストーカー行為、その他類似する法令違反 | 免職、停職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 ※ 執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患を罹患した場合を含む。 | 免職、停職 |
| | 不適切な身体接触行為等(性的な行為と受け取られるもの。) | 停職、減給、戒告 |
| 2 青森県 | 青森県青少年健全育成条例違反等のわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合 | 免職、停職又は減給 |
| | わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 3 岩手県 | 児童生徒に対し、わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒に対し、特に悪質なわいせつな言辞等の性的な言動をした場合 | 免職 |
| 4 宮城県 | 悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合で、被害者が児童生徒である場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合で、被害者が児童生徒である場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 5 秋田県 | わいせつ行為を行った場合(同意の有無を問わない。) | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 6 山形県 | 児童生徒に対して、わいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対して、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 免職又は停職 |
| | 児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | わいせつな行為等ではないが、児童生徒に対し、不適切な言動等を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 7 福島県 | ア 児童生徒(①当該わいせつ行為等の加害者である教職員(以下「加害者」という。))が勤務する学校の児童生徒、②加害者が勤務する学校以外の学校の児童生徒であって、加害者から教育活動における指導を受けたことがある者、③18歳未満の者であって、加害者から教育活動における指導を受けたことがある者をいう。以下同じ。)に対して、わいせつな行為をする、させる、見せるなどした場合 | 免職 |
| | イ 児童生徒に対して、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を行った場合 | 停職・減給 |
| | ウ イにおいてわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質な場合 | 免職・停職 |
| | エ 児童生徒に対してわいせつな目的で盗撮を行った場合 | 免職・停職 |
| 8 茨城県 | ア わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | イ わいせつな言辞等の性的な言動又はこれと同等の行為を行った場合 | 停職又は減給 |
| | 上記において常習的であるなど特に悪質な場合 | 免職 |
| 9 栃木県 | わいせつ行為(同意の有無を問わない)を行った場合 | 免職 |
| | セクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | この場合において、セクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| 10 群馬県 | 児童生徒にわいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒にわいせつな言辞等の性的な言動等を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記の場合において、特に悪質な場合 | 免職 |
| 11 埼玉県 | 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな行為をした職員 | 免職 |
| | 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動等不適切な行為を行った職員 | 停職又は減給 |
| | 上記の場合において不適切な行為が特に悪質なとき | 免職 |
| 12 千葉県 | 児童生徒に対してわいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職又は減給 |
| | 性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合 | 免職 |
| 13 東京都 | 同意の有無を問わず、性行為を行った場合(未遂を含む。) 同意の有無を問わず、直接陰部、乳房、でん部等を触わる、又はキスをした場合 | 免職 |
| | 性的行為と受け取られる直接身体に触れる行為(マッサージ、薬品の塗布、テーピング等を行う際の行為も含む。)を行った場合 性的行為と受け取られる着衣の上から身体に触れる行為を行った場合 メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いてわいせつな内容を送信・発信した場合 メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いて性的行為の誘導・誘惑を行った場合 | 免職、停職 |
| | 性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い等の言動を行い性的不快感を与えた場合 | 減給、戒告 |
| | | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|---|--|------------------------|
| 14 神奈川県 | 自校の児童生徒に対するわいせつな行為(同意による行為を含む。)を行った場合 | 免職 |
| | 自校の児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 免職 |
| 15 新潟県 | 児童生徒に対してわいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 16 富山県 | 児童生徒に対して、わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合 | 免職、停職 |
| | 児童生徒に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| 17 石川県 | わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 性的不快感を与える直接身体に触れる行為(マッサージ、薬品の塗布、テーピング等を行う際の行為も含む)、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的なからかいやつきまとい等の性的な言動を行った場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 性的なからかいやつきまとい等の性的不快感を与える言動を繰り返したり、執拗にデート等に誘ったりするなど悪質な場合 | 免職又は停職 |
| 18 福井県 | 児童・生徒に対しわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 児童・生徒を不快にさせる性的な言動をした場合 | 停職(悪質な場合は免職) |
| 19 山梨県 | わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒との間で、ソーシャルネットワークサービスや電子メール等を用いて私的なやりとりを行った場合 | 戒告 |
| 20 長野県 | (1) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員 | 免職 |
| | (2) 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | (3) (2)において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職、停職又は減給 |
| | (4) 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員 | 免職、停職又は減給 |
| | (5) (4)において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |
| 21 岐阜県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は教職員・児童生徒等の関係に基づいて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 免職、停職、又は減給 免職又は停職 |
| | このうち、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなどしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職、又は減給 免職又は停職 |
| 22 静岡県 | わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給又は戒告 免職、停職又は減給 |
| | このうち、わいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより児童生徒が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職、又は減給 免職又は停職 |
| | 児童生徒等に性交等をした場合又は児童生徒等をして性交等をさせた場合(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて性交等をした場合その他やむを得ない事情があると認められる場合を除く。) | 免職 |
| | 児童生徒等にわいせつな行為をした場合又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた場合 | 免職 |
| | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から8条までの罪に当たる行為をした場合 | 免職 |
| | 児童生徒等に対し、次に掲げる行為であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをした場合又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた場合 ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること | 免職 |
| | 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをした場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒に対し、電子メール及びSNS等を利用して、緊急の連絡を必要とするなどの相当の理由なく私的なやりとりを行った場合 | 戒告 |
| 緊急等以外の私的な理由で児童生徒を教職員の自家用車に乗車させる、児童生徒に金品を渡すなど、児童生徒性暴力等につながり得る行為をした場合 | 戒告 | |
| 23 愛知県 | 児童生徒に対するわいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつ行為ではないが、児童生徒に対する教職員として不適切な行為をした場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 24 三重県 | 児童生徒に対し、わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| 25 滋賀県 | 児童生徒等(学校に在籍する幼児、児童、生徒およびこれ以外の18歳未満の者)にわいせつ行為をした教職員 | 免職 |
| | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)に違反する行為をした教職員 | 免職、停職、減給 |
| 26 京都府 | 児童生徒に対し、わいせつ行為を行った教職員 | 免職 |
| | 児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを繰り返した教職員 | 免職、停職、減給 |
| | 児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 停職、減給、戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|---------------------|
| 27 大阪府 | 児童又は生徒にわいせつな行為をすること。 | 免職 |
| | 相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動(わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「性的な言動」という))をすること。 | 戒告、減給又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動をすることのうち、常習的に性的な言動をすること。 | 免職 |
| | 相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動をすることのうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 免職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用い、又は心神喪失若しくは抗拒不能に乗じてわいせつな行為をすること。 | 免職 |
| | 公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは不特定多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において、痴漢行為、盗撮等をすること。 | 停職又は免職 |
| | 公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは不特定多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において、痴漢行為、盗撮等をすることのうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をすること。 | 免職 |
| 28 兵庫県 | ア 児童生徒にわいせつな行為をした職員 | 免職 |
| | イ 児童生徒に身体的接触を行った職員 | 停職、減給 |
| | ウ 児童生徒にわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員 | 減給、戒告 |
| 29 奈良県 | 児童生徒にわいせつ行為を行った場合。 | 免職 |
| | 児童生徒にセクシュアルハラスメントを行った場合。 | 停職、減給、戒告 |
| | セクシュアルハラスメントを繰り返し行った場合。 | 免職、停職、減給 |
| 30 和歌山県 | 法律、条例等に違反するわいせつ行為 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメント | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 上記以外の場合 | 具体的な行為の態様等に応じて処分を決定 |
| 31 鳥取県 | 職務の遂行に関し、児童・生徒に対しわいせつな行為(同意の有無を問わない。)を行った場合 | 免職 |
| | 職務の遂行に関し、児童・生徒に対しセクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 32 島根県 | わいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 33 岡山県 | 幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)に対して強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、児童買春、痴漢、のぞき、ストーカー行為、児童ポルノの所持等の法令に違反する行為や、裸体・下着等の撮影(隠し撮り等を含む。)、陰部・乳房等の露出、わいせつな目的をもった身体接触、キス等の行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童等に対してセクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体等への不適切な接触、つきまとい等をいう。以下同じ。)を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記の場合において特に悪質と認められる場合 | 免職 |
| 34 広島県 | 児童・生徒に対してわいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合 | 免職 |
| 35 山口県 | 児童生徒等に対して、わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 36 徳島県 | (1)児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員 | 免職 |
| | (2)児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 37 香川県 | 児童生徒に対し、わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒にセクシャル・ハラスメントを執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合 | 免職、停職 |
| | 児童生徒にセクシャル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| 38 愛媛県 | 児童生徒に対し、わいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 39 高知県 | 児童生徒に対し、わいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対してセクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒に対してセクシャル・ハラスメント又はこれと同等の行為を繰り返すなど特に悪質な場合 | 免職又は停職 |
| 40 福岡県 | 児童等に対してわいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童等に対してわいせつな言辞等の性的な行動を行った場合 | 免職・停職、減給・戒告 |
| 41 佐賀県 | 性行為(同意の有無を問わない。次に該当するものを除く。)をした場合 | 免職 |
| | わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|---------------|
| 42 長崎県 | 児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員 | 免職 |
| | 児童生徒に対して性的な言動を行った教職員 性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員 | 停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒に対して性的な言動を行った教職員 上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職 |
| 43 熊本県 | わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 公共の乗り物等において痴漢行為をした場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職又は減給 |
| 44 大分県 | いん行、わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | いん行、わいせつ行為以外のスクール・セクハラを行った場合 | 免職、停職、減給または戒告 |
| 45 宮崎県 | 児童生徒に対し、暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は学校における教師・児童生徒等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつな言辭、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。)を繰り返した場合 | 免職 |
| | わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた場合 | 免職 |
| 46 鹿児島県 | わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合 | 免職、停職又は減給 |
| | セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 47 沖縄県 | みだらな行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつな目的で撮影等をした場合又はこれを試みた場合 | 免職 |
| | わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的な内容のSNSを利用した情報発信、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職 |
| | わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的な内容のSNSを利用した情報発信、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 免職又は停職 |
| 48 札幌市 | わいせつ行為等により処罰された(未遂を含む。)場合 | 免職 |
| | わいせつな行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| 49 仙台市 | わいせつ行為をした場合。 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントをした場合。 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 50 さいたま市 | 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 職務上関係のある、あるいは関係のあった児童生徒に対してわいせつな言辭等の性的な言動等不適切な行為を行った場合 | 停職、減給 |
| | 上記において、特に悪質な場合 | 免職 |
| 51 千葉市 | 児童生徒に対し、わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対して、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対して、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給 |
| 52 川崎市 | 児童生徒に対してわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職、減給 |
| 53 横浜市 | 身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした(未遂を含む)場合 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 停職、免職 |
| 54 相模原市 | 児童生徒にわいせつ行為(同意による行為を含む)を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った場合、または児童生徒の裸体・下着等の盗撮を行った場合 | 免職又は停職 |
| 55 新潟市 | 幼児児童生徒又は18歳未満の者に対してわいせつ行為その他の性暴力等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に掲げる行為をいう。)を行った場合 ※ この場合における「幼児児童生徒」とは、当該教職員が勤務する学校園に在籍する幼児、児童及び生徒に限るものではなく、広く学校園に在籍する幼児、児童及び生徒をいうものとする。 | 免職 |
| | 幼児児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 56 静岡市 | 児童生徒にわいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| 57 浜松市 | わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | セクハラ行為を行った場合(具体的な行為の態様、悪質性、社会的影響等も情状して考慮の上判断する) | 戒告、減給、停職、免職 |
| 58 名古屋市 | 児童生徒等に対し、性交、性交類似行為、性的な部位への直接の接触不適切な裸体若しくは下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)をした場合、のぞきその他第3項第13号に掲げるわいせつな行為をした場合。 | 免職 |
| | 上記に掲げる行為ではないが、児童生徒等に対し、心理的な攻撃を加え、又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な行為をした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(3) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|-------------|
| 59 京都市 | 児童等に対し、わいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | わいせつ行為に至らないセクシュアルハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | セクシュアルハラスメントを繰り返し行った場合 | 免職又は停職 |
| 60 大阪市 | 教職員が18歳未満の者に対し、①暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をする又は18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせる行為を行うこと、②公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)をすること、③公然わいせつ、盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させる場合 | 免職 |
| | 教職員が児童等又は保護者等に対して性的言動を行う場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 前項に掲げる行為により、児童等に著しく不安又は不快感を与え、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させる場合 | 免職 |
| 61 堺市 | 児童又は生徒にわいせつな行為をした場合。 | 免職 |
| | 児童又は生徒にわいせつな言動をした場合。(第33項) | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童又は生徒にわいせつな言動を繰り返した場合。 | 免職 |
| | 第34項の場合において、児童又は生徒を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合。 | 免職 |
| 62 神戸市 | 性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、性的行為と受け取られる身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 免職 |
| | わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職又は減給 |
| 63 岡山市 | 幼児児童生徒に対しわいせつな行為を行った場合 | 免職 |
| | 幼児児童生徒に対しわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| 64 広島市 | 児童・生徒に対してわいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為をした場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合 | 免職 |
| 65 北九州市 | 児童生徒性暴力等を行った場合 | 免職 |
| | 児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為(児童生徒性暴力等に該当するセクシュアル・ハラスメントを除く)をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 66 福岡市 | 児童等に対して淫行又はわいせつ行為を行った場合。 | 免職 |
| | 児童等に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った場合。 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 67 熊本市 | ①法律又は条例等に違反するわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | ②セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職又は減給 |

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|--|-----------|
| 1 北海道 | 次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・刑法、児童福祉法、青少年健全育成条例、迷惑行為防止条例、ストーカー行為禁止命令等違反、その他類似する法令違反 | 免職 |
| | 次に掲げる犯罪の構成要件に該当する行為を行ったと認められる場合 ・軽犯罪法(身体露出、窺視)、青少年健全育成条例(着用済み下着の買受け、児童ポルノ等の提供を求める行為)、迷惑行為防止条例(卑わいな言動)、ストーカー行為、その他類似する法令違反 | 免職、停職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患を罹患した場合 | 免職、停職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給 |
| 2 青森県 | 不適切な身体接触行為等(性的な行為と受け取られるもの。) | 減給、戒告 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 上記の場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、淫行をした場合 | 免職 |
| 3 岩手県 | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 淫行及び強制わいせつに掲げるもの以外のわいせつな行為を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反し、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 相手の意に反し、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反し、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員 | 免職 |
| 4 宮城県 | 18歳未満の者に対して、みだらな行為又はわいせつな行為をした職員 | 免職又は停職 |
| | 痴漢行為、のぞき、盗撮その他のわいせつ行為等をした職員 ※ 「その他のわいせつ行為等」とは、ア及びイ以外の「刑法」、「軽犯罪法」、「公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例」等に違反するわいせつ行為等をいう。 | 免職、停職又は減給 |
| | 悪質なセクシュアル・ハラスメント等を行った場合 | 免職又は停職 |
| 5 秋田県 | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 減給又は戒告 |
| | わいせつ行為を行った場合 | 免職又は停職 |
| 6 山形県 | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | わいせつな行為を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | わいせつな言辭等の性的な言動を、相手の意に反することを認識の上で、繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| 7 福島県 | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | ア 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職 |
| | イ 18歳未満の者に対して、わいせつな行為をする、させる、見せるなどした場合 | 免職・停職 |
| | ウ 公然とわいせつな行為をした場合又は相手の意に反してわいせつな行為をした場合 | 免職・停職 |
| | エ わいせつな目的で盗撮を行った場合 | 免職・停職、減給 |
| | オ 公共の乗物等において痴漢行為をした場合 | 停職・減給 |
| | カ 特定の者に対するストーカー行為等を行った場合 | 停職・減給、戒告 |
| | ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職・停職 |
| | イ 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした場合 | 免職・停職 |
| | ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職・減給 |
| エ ウにおいてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職・停職 | |
| オ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給・戒告 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|---------------------------|---|-------------|
| 8 茨城県 | 暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対して金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | 痴漢行為、のぞき及び盗撮等のわいせつ行為をした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積により精神疾患を罹患した場合 | 免職又は停職 |
| 9 栃木県 | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動をした場合 | 減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けられない状態となることにおける他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| 10 群馬県 | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| 11 埼玉県 | 上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員 | 免職又は停職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員 | 免職又は停職 |
| 12 千葉県 | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員 | 減給又は戒告 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | 上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| 13 東京都 | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 暴力又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 公共の乗物等において痴漢行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | のぞき、不適切な裸体・下着姿の撮影(隠し撮りを含む。)その他のわいせつな行為を行った場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 強制わいせつ、児童ポルノの製造・所持・提供等、公然わいせつ、住居侵入(わいせつ等目的)、のぞき、下着窃盗、痴漢行為、盗撮等の迷惑防止条例違反、青少年健全育成条例違反、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等(未遂を含む。)を行った場合 | 免職 |
| 14 神奈川県 | (保護者に対する性的行為等) 同意の有無を問わず、性行為を行った場合(未遂を含む。) | 免職、停職、減給 |
| | 同意の有無を問わず、直接陰部・乳房・でん部等を触れる、又はキスをした場合 性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為をした場合 メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いてわいせつな内容を送信・発信した場合 メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いて性的行為の誘導・誘惑を行った場合 | 免職、停職、減給 |
| | (保護者に対する性的行為等) 性的な冗談・からかい、食事・デートへの執ような誘い等の言動を行い性的不快感を与えた場合 | 減給、戒告 |
| | (職場におけるセクシュアル・ハラスメント等) 地位を利用して強いて性的関係を結び又はわいせつな行為を行った場合 メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いたわいせつな内容の送信・発信、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返して相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職 |
| | (職場におけるセクシュアル・ハラスメント等) メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いたわいせつな内容の送信・発信、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 相手の意に反することを知らなからわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給 |
| | (職場におけるセクシュアル・ハラスメント等) 職場等において相手に性的な冗談・からかい、食事・デートへの執ような誘い等の言動を行い性的不快感を与えた場合 | 減給、戒告 |
| 14 神奈川県 | (一般の者に対する性的行為等) 性的な身体接触、メール、ソーシャルメディア又は電話等を用いたわいせつな内容の送信・発信、性的な発言等のわいせつ性が認められる言動を行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 強制わいせつ、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等の法律、条例等に違反するわいせつな行為を行った場合 | 免職又は停職 |
| | a 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結ぶなどした場合、又はセクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | b セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| c a又はb以外のセクシュアル・ハラスメントの場合 | 減給 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|---------------------|
| 15 新潟県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職・減給 |
| | 上記の場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職・停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給・戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職・停職 |
| | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 | 免職・停職・減給 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職・停職 |
| 16 富山県 | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を付けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 免職・停職・減給 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職、減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給、戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 | 停職、減給 |
| 17 石川県 | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 停職、減給 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反して、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、食事やデートへの執拗な誘い、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反して、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| 18 福井県 | 18歳未満の青少年に対しわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 上記以外で暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 他の者を不快にさせる性的な言動をした場合 | 停職、減給 (悪質な場合は免職) |
| 19 山梨県 | わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 減給又は戒告 |
| 20 長野県 | (1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員 | 免職又は停職 |
| | (2) わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員 | 減給又は戒告 |
| | (3) (2)において、わいせつな言辭等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 停職又は減給 |
| | (4) わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | (5) (4)において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |
| | (6) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員 | 免職又は停職 |
| | (7) 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした職員 | 免職、停職又は減給 |
| | (8) 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見た職員 | 免職、停職又は減給 |
| 21 岐阜県 | 痴漢行為、のぞき行為又は盗撮行為をした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 このうち、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 停職又は減給 免職又は停職 |
| 22 静岡県 | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 このうち、わいせつな言辭等の性的な言動をしたことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 減給又は戒告 停職又は減給 |
| | 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的を持って体に触れる等の行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見た場合 | 免職、停職、減給 |
| | 正当な理由なく、住居、浴場、更衣場、便所等において、衣服の全部若しくは一部を付けていない状態でいる人を撮影する目的で、カメラ等を設置し、又は人の体に向けた場合 | 免職、停職、減給 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非遵行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|---------------------|
| 23 愛知県 | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職、減給 |
| | 上記の場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給、戒告 |
| | 18歳未満の者に対して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 痴漢行為又は盗撮行為をした場合 | 免職、停職 |
| | ストーカー行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| 24 三重県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為をした場合 | 免職、停職、又は減給 |
| | 18歳未満の者に対して、淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| 25 滋賀県 | 暴行もしくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員 | 停職、減給 |
| | 上記のうち、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員 | 減給、戒告 |
| | 公共の場所または乗物において痴漢行為をした教職員 | 免職、停職、減給 |
| | 公共の場所もしくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着もしくは身体の盗撮行為をし、または通常衣服の全部もしくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした教職員 | 免職、停職、減給 |
| 26 京都府 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員 | 免職 |
| | わいせつ行為を行った教職員 | 免職、停職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員 | 停職、減給 |
| | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行ったことにより、相手に重大な被害又は不利益を与えた教職員 | 免職、停職 |
| | セクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 減給、戒告 |
| 27 大阪府 | 職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、又はわいせつな行為をすること。 | 停職又は免職 |
| | 相手の意に反することを認識した上で、性的な言動をすること。 | 戒告又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識した上で、常習的に性的な言動をすること。 | 減給又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識した上で、性的な言動をすることのうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 停職又は免職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用い、又は心神喪失若しくは抗拒不能に乗じてわいせつな行為をすること。 | 免職 |
| | 公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは不特定多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において、痴漢行為、盗撮等を行うこと。 | 停職又は免職 |
| | 公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは不特定多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において、痴漢行為、盗撮等を行うことのうち、常習的に痴漢行為、盗撮等を行うこと。 | 免職 |
| 28 兵庫県 | わいせつな行為によるセクシュアル・ハラスメントを行った職員 | 免職、停職又は減給 |
| | わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)によるセクシュアル・ハラスメントを行った職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対してわいせつな行為をした職員 | 免職 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員 | 免職 |
| | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員 | 免職又は停職 |
| 29 奈良県 | わいせつ行為を行った場合。 | 免職、停職 |
| | セクシュアルハラスメントを行った場合。 | 減給、戒告 |
| | セクシュアルハラスメントを繰り返し行った場合。 | 免職、停職、減給 |
| 30 和歌山県 | 法律、条例等に違反するわいせつ行為 | 免職 |
| | セクシュアル・ハラスメント | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 上記以外の場合 | 具体的な行為の態様等に応じて処分を決定 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|--|-----------|
| 31 鳥取県 | <一般服務関係> ア 暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為(強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(盗撮等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触れること等をいう。以下同じ。)をした場合 | 免職又は停職 |
| | <一般服務関係> イ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | <一般服務関係> ウ 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合で、当該言動により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |
| | <一般服務関係> エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | <一般服務関係> オ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合で、当該言動により相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患したとき | 停職又は減給 |
| | <公務外非行関係> ア わいせつな行為をした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | <公務外非行関係> イ ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした場合 | 停職又は減給 |
| 32 島根県 | <公務外非行関係> ウ 相手の意に反することを認識の上で、教職員以外の者にわいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 上記を除くわいせつな行為をした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った場合 | 停職又は減給 |
| 33 岡山県 | セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 児童等以外の者に対して強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、痴漢、のぞき、ストーカー行為等の法令に違反する行為を行った場合 | 免職又は停職 |
| | 児童等以外の者に対して、他の者を不快にさせていることを認識した上で、セクシュアル・ハラスメントを行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 上記の場合において当該行為を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| 34 広島県 | 上記の場合において特に悪質と認められる場合 | 免職 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | わいせつな行為を行った場合(暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合を除く) | 免職、停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| 35 山口県 | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した場合(特に悪質な場合) | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | わいせつ行為をした場合 | 免職又は停職 |
| 36 徳島県 | セクハラ行為をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | (1)強制性交 暴行又は脅迫を用いて婦女を姦淫した教職員 | 免職 |
| | (2)強制わいせつ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員 | 免職 |
| | (3)淫行 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員 | 免職 |
| | (4)児童買春 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員 | 免職 |
| | (5)痴漢行為 公共の乗物等において痴漢行為をした教職員 | 免職又は停職 |
| | (6)その他わいせつな行為 法律や条例等に違反して、盗撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員 | 免職又は停職 |
| | (1)職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした教職員 | 免職又は停職 |
| | (2)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辞等の性的言動」という)を繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | (3)(2)の場合において、わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた教職員 | 免職又は停職 |
| (4)相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った教職員 | 減給又は戒告 | |
| 37 香川県 | 権力や地位などを背景として、本来の業務の範疇を超えて、他の教職員の人格と尊厳を傷つける言動(パワー・ハラスメント)を行った教職員についても、上記(2)～(4)に準じて処分を行う。 | |
| | わいせつ行為を行った場合 | 免職、停職、減給 |
| | セクシャル・ハラスメントを執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合 | 免職、停職 |
| | セクシャル・ハラスメントを行った場合 | 停職、減給、戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非遵行為の内容 | 処分の量定 |
|-------------------------------------|--|--------------|
| 38 愛媛県 | 【わいせつ行為】暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 【わいせつ行為】18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 【わいせつ行為】痴漢行為、のぞき行為、盗撮行為その他のわいせつな行為及びストーカー行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| | 【セクシュアル・ハラスメント】暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職、減給 |
| | 【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を執拗に繰り返したことに相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職 |
| | 【セクシュアル・ハラスメント】相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給、戒告 |
| 39 高知県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | この場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことに相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| 40 福岡県 | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 暴行又は脅迫を用いて性交等又はわいせつな行為をした職員 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対し、淫行又はわいせつな行為をした職員 | 免職・停職 |
| | 公共の乗物等において痴漢行為をした職員 | 免職・停職 |
| | 盗撮、のぞき、公然わいせつ、わいせつ物頒布その他法律・条例等に違反するわいせつな行為等をした職員 | 免職・停職・減給 |
| | 児童ポルノを所持、提供、製造等した職員 | 免職・停職 |
| 41 佐賀県 | (セクシュアル・ハラスメント) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員 | 免職・停職 |
| | (セクシュアル・ハラスメント) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した職員 | 免職・停職・減給 |
| | (セクシュアル・ハラスメント) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことに相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職・停職 |
| | (セクシュアル・ハラスメント) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員 | 停職・減給・戒告 |
| | わいせつ行為をした場合 | 免職 |
| | 繰り返しセクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 42 長崎県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、性的な言動(上記の場合を除く。)を繰り返した教職員 | 停職、減給 |
| | 上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことに相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員 | 減給、戒告 |
| 43 熊本県 | ア わいせつ行為をした職員 | 免職 |
| | イ 公共の乗り物等において痴漢行為をした職員 | 免職又は停職 |
| | ウ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | ウの場合において、セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことに相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患を発症したとき | 免職又は停職 |
| | エ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントをした職員 | 減給又は戒告 |
| 44 大分県 | 法令、条例等に違反した信用失墜行為の場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 45 宮崎県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的言動」という。)を繰り返した場合 | 停職、減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことに、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った場合 | 減給、戒告 |
| 46 鹿児島県 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合 | 免職、停職 |
| | 痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| | わいせつ行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを繰り返した場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを執拗に繰り返したことに相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 減給又は戒告 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|--------------|
| 47 沖縄県 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対象として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | 公共の乗物等において痴漢行為をした場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公然とわいせつな行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| 48 札幌市 | ストーカー行為(同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること)をした場合 | 停職又は減給 |
| | わいせつ行為等により処罰された(未遂を含む。)場合 | 免職 |
| | わいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| 49 仙台市 | ハラスメント行為が確認された職員(具体的な行為の態様、悪質性の程度に応じて) | 免職、停職、減給、戒告 |
| | わいせつ行為をした場合。 | 免職又は停職 |
| 50 さいたま市 | セクシュアル・ハラスメントをした場合。 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 公共の場所等において痴漢行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| | 公共の場所等において盗撮行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| 51 千葉市 | つきまとい等のストーカー行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| | 法律や条例等に違反してのぞきその他のわいせつな行為を行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職 |
| | 関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した職員 | 停職、減給 |
| | 上記において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給、戒告 |
| 52 川崎市 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 痴漢行為 | 免職、停職、減給 |
| | 盗撮行為 | 免職、停職、減給 |
| | 児童生徒以外の者に対してわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| 53 横浜市 | 児童生徒以外に対して繰り返しセクシュアル・ハラスメントをした場合 | 免職、停職、減給 |
| | 児童生徒以外に対してセクシュアル・ハラスメントをした場合 | 減給、戒告 |
| | ※ 上司等の立場を利用してセクシュアル・ハラスメントを行った場合、結果が重大であった場合等には量定を加重する。 | |
| | 保護者に対する行為で、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした(未遂を含む)場合 | 停職、免職 |
| | 保護者に対する行為で、セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 減給、停職、免職 |
| 53 横浜市 | 児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為で、法律・条例等に違反する行為をした(未遂を含む)場合 | 停職、免職 |
| | 児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為で、セクシュアル・ハラスメントをした場合 | 戒告、減給、停職、免職 |
| | ※ セクシュアル・ハラスメントとは、職場の内外を問わず、また、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、他の者を不快にさせる性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。 ※ 法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例等」、「神奈川県迷惑行為防止条例等」をいい、刑事事件になることを要しない。 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------------|
| 54 相模原市 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | ①相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。 ②この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。 | ①停職又は減給 ②免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合、また、このことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患にも罹患した場合 | 減給又は戒告 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合 | 免職又は停職 |
| | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 | 免職又は停職又は減給 |
| 55 新潟市 | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 免職又は停職又は減給 |
| | 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合【この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合】 | 停職、減給 【免職、停職】 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給、戒告 |
| | 公共の乗物等において痴漢行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| 56 静岡市 | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 前2号に規定するわいせつ行為のほか、法律又は条例に違反して盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 強姦、強制わいせつなどの行為をした場合。条例の規定に違反して淫行をした場合。 | 免職・停職 |
| | 公共の場所又は公共の乗り物において痴漢行為をした場合 | 免職・停職・減給 |
| 57 浜松市 | 公共の場所又は公共の乗り物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 免職・停職・減給 |
| | 法律や条例等に違反して、のぞきその他のわいせつな行為をした場合 | 免職・停職・減給・戒告 |
| | わいせつ行為等(淫行、痴漢行為など) | 減給、停職、免職 |
| 58 名古屋市 | ストーカー行為 | 減給、停職、免職 |
| | セクシャル・ハラスメント | 戒告、減給、停職、免職 |
| | 強制性交等又は強制わいせつの行為をした場合 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合 | 停職 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公然わいせつその他のわいせつな行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 59 京都市 | つきまとい等のストーカー行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合。この場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。 | 停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | (公務外非行関係)18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、若しくは供与することを約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒不安定に乗じてわいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | (公務外非行関係)わいせつ行為を行った場合 | 免職又は停職 |
| | (公務外非行関係)わいせつ行為に至らないセクシャルハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 59 京都市 | (公務外非行関係)セクシャルハラスメントを繰り返し行った場合 | 免職又は停職 |
| | (一般服務関係)職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、又はわいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | (一般服務関係)セクシャルハラスメントを行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | (一般服務関係)セクシャルハラスメントを繰り返し行った場合 | 免職又は停職 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|--|-----------|
| 60 大阪市 | 強制性交等を行うこと | 免職 |
| | 1 暴行若しくは脅迫を用いて他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をする場合 | 免職又は停職 |
| | 2 相手の意に反することを認識した上で、他の職員に対し、性的な内容の発言、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の送付、身体への接触、つきまといその他の性的な言動(以下「性的言動」という。)を行う場合 | 減給又は戒告 |
| | 2に掲げる行為を繰り返す場合 | 停職又は減給 |
| | 2に掲げる行為を執拗に繰り返すことにより、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させる場合 | 免職又は停職 |
| | 3 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をすること又は18歳未満の者にわいせつな行為をすること若しくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせる場合 | 免職又は停職 |
| | 4 公共の場所若しくは公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること又はストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)をする場合 | 免職又は停職 |
| | 5 公然わいせつ、盗撮、のぞきその他のわいせつ行為を行う場合 | 免職又は停職 |
| | 6 教職員が18歳未満の者に前3項に掲げる行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させる場合 | 免職 |
| 3から5までに掲げる行為を繰り返す場合 | 免職 | |
| 61 堺市 | 強制わいせつ、強制性交等のわいせつな行為をした場合。 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合。 | 免職 |
| | 公共の場所又は乗物において、痴漢行為、盗撮等をした場合。 | 免職又は停職 |
| | 常習的に前項に規定する行為をした場合。 | 免職 |
| | 法律、条例等に違反して、わいせつ物の頒布又は陳列、のぞきその他のわいせつな行為をした場合。 | 免職、停職又は減給 |
| | 職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、又はわいせつな行為をした場合。 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反した場合を認識した上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言動」という。)をした場合。 | 停職、減給又は戒告 |
| 相手の意に反した場合を認識した上で、わいせつな言動を繰り返した場合。 | 免職、停職又は減給 | |
| 前項の場合において、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合。 | 免職又は停職 | |
| 62 神戸市 | (ア)強制性交等、強制わいせつなどの行為をした場合 | 免職 |
| | (イ)18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職 |
| | (ウ)わいせつ物を頒布、陳列した場合 | 免職又は停職 |
| | (エ)痴漢行為若しくはわいせつな行為(盗撮、のぞき等)をした場合 | 免職又は停職 |
| | 脅迫的行為又は職務上の影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 免職、停職又は減給 |
| | わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| ※ア～エの他、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「兵庫県青少年愛護条例」等に抵触する行為をした場合は、このわいせつ行為等の量定に準じて扱う。 | | |
| 63 岡山市 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職又は停職 |
| | 公共の乗り物等において痴漢行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは二部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職又は停職 |
| 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 | |
| 64 広島市 | 暴行又は脅迫を用いて性交等やわいせつ行為を行った場合 | 免職 |
| | 痴漢行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 法律や条例等に違反して、18歳未満の者に対して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 法律や条例等に違反して、わいせつ物の頒布、陳列、盗撮、のぞきその他のわいせつな行為を行った場合(具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて) | 免職、停職 |
| 職場において他の者を不快にさせる性的な言動をし、又は職場外において他の職員を不快にさせる性的な言動を行った場合(具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて) | 免職、停職、減給又は戒告 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(4) 性犯罪・性暴力等(児童・生徒に対する行為以外)

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------|
| 65 北九州市 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | 上記の場合においてわいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な行動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 本人の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為が確認された場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 強姦又は強制わいせつの行為をした場合 | 免職 |
| | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合 | 免職、停職 |
| | 公共の乗物等において痴漢行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 | 免職、停職 |
| | 法律や条例等に違反して、のぞきその他のわいせつな行為をした場合 | 免職、停職 |
| 66 福岡市 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合。 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合。 | 停職、減給 |
| | 上記の場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合。 | 免職、停職 |
| | 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合。 | 減給、戒告 |
| | 強制性交等の行為をした場合。 | 免職 |
| | 強制わいせつをした場合。 | 免職、停職 |
| | 18歳未満の者に対して、淫行又はわいせつな行為をした場合。 | 免職、停職、減給 |
| | 公共の乗物等において痴漢行為をした場合。 | 免職、停職 |
| | 公然わいせつ、盗撮その他のわいせつな行為を行った場合。 | 停職、減給、戒告 |
| | 上記の場合において、常習性又は計画性が認められる場合。 | 免職 |
| 67 熊本市 | ①暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |
| | ②相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | ③②の場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職又は停職 |
| | ④相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | ⑤法律や条例等に違反するわいせつな行為をした場合 | 免職又は停職 |

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(5) 個人情報の不適切な取扱い

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|-----------|
| 1 北海道 | (1)職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| | (1)の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | (2)具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| 2 青森県 | 職務上収集した個人情報を許可なく持ち出し、相応の注意義務を怠って紛失し、又は流出させ、若しくは盗難にあった場合 | 減給、戒告 |
| | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| 3 岩手県 | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 個人の秘密に属する重要事項が記録された文書等を持ち出して、重大な過失により紛失し、又は盗難にあった場合 | 減給又は戒告 |
| 4 宮城県 | 個人の秘密に属する事項が記録された文書等を持ち出して、紛失し、又は盗難にあった場合 | 戒告又は訓告 |
| | 故意により業務に係る重要な個人情報を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 停職又は減給 |
| | 重大な過失により業務に係る重要な個人情報を紛失し又は盗難に遭って、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給又は戒告 |
| | 故意により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 5 秋田県 | 重大な過失により職務上知ることのできた秘密を紛失し又は盗難に遭って、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給又は戒告 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 過失により、児童・生徒等に関する個人情報が、盗難され、紛失又は流出した場合 | 戒告 |
| 6 山形県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 重要な個人情報を持ち出して、重大な過失により紛失し、又は盗難にあった場合 | 減給又は戒告 |
| | 自己の不正な利益を図る目的で職務上知ることができた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職 |
| | 職務上知ることができた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 7 福島県 | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職・停職 |
| | 重要な個人情報を重大な過失により流出し、又は持ち出して重大な過失により紛失し、若しくは盗難に遭った場合 | 減給・戒告 |
| 8 茨城県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給・戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 職務上知ることのできた個人の秘密に属する情報を漏らした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 9 栃木県 | 児童生徒等に係る重要な個人情報を、重大な過失により紛失し、又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 10 群馬県 | この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏洩し、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を、重大な過失により紛失し、又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| 11 埼玉県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 免職又は停職 |
| | その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 | 減給又は戒告 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を持ち出して、重大な過失により紛失し、又は盗難に遭った職員 | 減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(5) 個人情報の不適切な取扱い

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--|---|--------------|
| 12 千葉県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 児童、生徒等に係る重要な個人情報を、重大な過失により、紛失し又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | 児童、生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出した場合 | 戒告 |
| | その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| 13 東京都 | 許可なく持ち出した個人情報を、盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために不当利用した場合 職権を濫用して、職務外の目的で、個人情報を目的外収集した場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 14 神奈川県 | 職務上収集した重要な個人情報を、相応の注意義務を怠って流出又は紛失した場合 | 減給、戒告 |
| | 故意に職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 免職、停職又は減給 |
| 15 新潟県 | 著しく注意義務を怠り、児童生徒等の重要な個人情報を流出し、若しくは紛失し、又は盗難に遭った場合 | 減給・戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集し、又は利用した場合 | 減給・戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職・停職 |
| | 上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| 16 富山県 | 具体的に命じられ、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を漏らし、若しくは重大な過失により紛失し又は盗難にあった場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 職権を利用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| 17 石川県 | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 職務上知ることのできた秘密を過失により紛失し、流し、又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集し、又は個人情報を不正に使用した場合 | 減給又は戒告 |
| 18 福井県 | 職務上知ることのできた秘密または児童・生徒の個人情報等を故意に漏らした場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 19 山梨県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を、重大な過失により紛失若しくは流出し、又は盗難に遭った場合 | 戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| 20 長野県 | (1)職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 免職又は停職 |
| | (2)長野県個人情報保護条例第9条の規定に違反してその業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員 | 減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 | 減給又は戒告 |
| | 過失により個人情報を盗難され、紛失し、又は流出した職員 | 減給又は戒告 |
| 21 岐阜県 | 個人情報の管理を著しく怠ったことにより、児童生徒に係る重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 | 減給又は戒告 |
| | 許可なく持ち出した児童生徒に係る重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 このうち、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らしたとき | 免職又は停職 免職 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集し又は利用した場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 22 静岡県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職、減給 |
| | 職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 重要な個人情報を許可なく持ち出し、注意義務を怠って紛失し又は盗難に遭った場合 | 戒告 |
| 23 愛知県 | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| | 上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を洩らした場合 | 免職 |
| | 具体的に命じられ、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 児童生徒等に係る個人情報を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給 |
| | 児童生徒等に係る個人情報を過失により流出し、又は持ち出して過失により紛失し、若しくは盗難に遭った場合 | 減給、戒告 |
| その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(5) 個人情報の不適切な取扱い

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|---|---|-----------|
| 24 三重県 | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を洩らした場合 | 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| 25 滋賀県 | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | 免職、停職 |
| | 上記のうち、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員 | 免職 |
| | 具体的に命令され、または注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | 停職、減給、戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給、戒告 |
| 26 京都府 | その職権を乱用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給、戒告 |
| | 指導要録等の禁帯出文書を校外に持ち出した上、紛失した教職員 | 停職、減給 |
| | 児童生徒の学習指導、生徒指導、健康指導等の個人情報を記録した文書等を紛失し、又は紛失により被害を児童生徒に与えた教職員 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | 免職、停職 |
| 27 大阪府 | 守秘義務が課されている職務上の事項について、故意に漏らすこと。 | 戒告又は減給 |
| | 職務上知り得た重要な秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせること。 | 停職又は免職 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集し、又は職務上知り得た個人情報を流出させること。 | 戒告又は減給 |
| 28 兵庫県 | 自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員 | 免職 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 免職、停職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 停職、減給、戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 | 減給、戒告 |
| 29 奈良県 | 重大な過失により個人情報が記録された文書等を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 | 減給、戒告 |
| | その職権を乱用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 故意に職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| 30 和歌山県 | 職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する情報を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 重要な児童生徒の個人情報を持ち出し、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった場合 | 停職、減給、戒告 |
| 31 鳥取県 | ア 業務に係る重要な個人情報を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職又は減給 |
| | イ 業務に係る重要な個人情報を重大な過失により流出し、又は重大な過失により紛失し、若しくは盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| 32 島根県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 33 岡山県 | 故意又は重大な過失により、職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害若しくは不利益等を与えた場合 | 免職又は停職 |
| | 過失により、職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を与え、又は県民等に損害若しくは不利益等を与えた場合 | 減給又は戒告 |
| | 個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 個人情報を所定の手続を経ずに持ち出した上で、紛失し、又は重大な過失により窃取された場合 | 戒告 |
| 34 広島県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 児童・生徒に係る重要な個人情報を、故意又は重大な過失により漏えいし、又は紛失した場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 35 山口県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 著しく注意義務を怠り、児童・生徒等の重要な個人情報を紛失し又は盗難にあった場合 | 減給又は戒告 |
| 36 徳島県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | (1)過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員 | 減給又は戒告 |
| | (2)その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給又は戒告 |
| | (3)職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員 | 免職、停職又は減給 |
| | (4)職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | 免職又は停職 |
| | (5)(4)の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員 | 免職 |
| (6)具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員 | 停職、減給又は戒告 | |
| 37 香川県 | - | - |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(5) 個人情報の不適切な取扱い

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|---------------|
| 38 愛媛県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| | 上記において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| 39 高知県 | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職又は停職 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 40 福岡県 | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 個人情報に関し、次に掲げる不適切な取扱いを行った職員 ア その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集すること イ 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせること ウ 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益のために利用する等、不当な目的で使用すること 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 41 佐賀県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒に係る重要な個人の秘密情報を重大な過失により、紛失し又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意又は過失により漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意又は過失により漏らし、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給又は戒告 |
| 42 長崎県 | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員 | 停職、減給、戒告 |
| | 職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員 | 減給、戒告 |
| 43 熊本県 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員 | 減給、戒告 |
| | 重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| 44 大分県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 法令、条例等に違反した信用失墜行為の場合 | 免職、停職、減給または戒告 |
| 45 宮崎県 | 職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 上記において、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合 | 免職、停職、減給 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| | 上記において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意を喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、校務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| 46 鹿児島県 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 児童生徒等に係る個人の秘密に属する事項が記録された文書等の管理に適正を欠いたことにより紛失し、又は流出し、若しくは盗難に遭った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 47 沖縄県 | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| 48 札幌市 | 職権を乱用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職、減給 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| 49 仙台市 | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己若しくは第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合、又は職務上知ることのできた秘密を漏らした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を、仙台市立学校における個人情報等の管理に関する指針(以下「情報管理指針」という。)に従わず持ち出し、重大な過失により、紛失若しくは流出し、又は盗難に遭った場合 | 停職又は減給 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を、情報管理指針に従い持ち出し、重大な過失により紛失若しくは流出し、又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(5) 個人情報の不適切な取扱い

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|----------|---|--------------|
| 50 さいたま市 | その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職、減給 |
| | 児童生徒等に係る重要な個人情報を持ち出して、過失により盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合は免職。 | 免職、停職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| 51 千葉市 | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職、減給 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 この場合自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職又は停職 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 52 川崎市 | 正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集し、その情報等を不当な目的に使用した場合 | 免職、停職、減給 |
| | 過失により、個人情報を漏えいし、紛失し、又は盗まれ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 減給、戒告 |
| | 個人情報が記録された可搬媒体を正当な理由なく外部に持ち出してインターネットに接続された個人所有パソコンで取り扱う等、インターネット上に個人情報を漏えいさせる危険性が高い行為をした場合 | 戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らした。 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らした。なお、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| 53 横浜市 | 守秘義務違反により、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、免職 |
| | 守秘義務違反によるもので、具体的な命令又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠った場合 | 戒告、減給、停職 |
| | 個人情報の不当利用の場合 | 減給、停職、免職 |
| | 学校における業務データ等の不適切な管理の場合 | 戒告、減給 |
| | ※学校における業務データ等の取扱いとは、教育委員会事務局において定められたルール等をいい、校長においては、学校組織としての対応を遵守しなかった場合にも同様に処分することとする。 | |
| 54 相模原市 | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 業務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で利用した場合 | 免職、停職又は減給 |
| | 職務上収集した重要な個人情報を、相応の注意義務を怠って流出又は紛失した場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 55 新潟市 | 注意義務を怠り、幼児児童生徒等の個人情報を流出し、紛失し、又は盗難に遭った場合 | 停職、減給、戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を閲覧・収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を不正に利用した場合 | 免職、停職、減給 |
| 56 静岡市 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| | 職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 個人の秘密に属する情報を故意に漏らした場合 | 免職、停職 |
| | 個人の秘密に属する情報を過失により紛失し又は盗難に遭った場合 | 戒告 |
| 57 浜松市 | 個人情報の不当利用等 | 戒告、減給、停職、免職 |
| | 秘密漏洩 | 停職、免職 |
| 58 名古屋市 | 許可なく持ち出した個人情報を紛失するなどして、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために不当な目的に使用した場合 | 免職、停職、減給 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らした場合 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職 |
| | 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合。この場合において、自己又は第三者の利益に供するために不当な秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給、戒告 |
| 59 京都市 | 職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報をその職務の用以外に使用した場合 | 免職又は停職 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 指導要録、児童生徒の学習指導、生徒指導、健康指導等の個人情報を記録した文書等を紛失した場合 | 停職、減給又は戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(5) 個人情報の不適切な取扱い

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------|
| 60 大阪市 | 教職員が自らが勤務する学校(幼稚園を含む。)の児童、生徒若しくは幼児又は保護者、地域住民その他の関係者の個人情報(大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の適切な管理を怠る場合 | 減給又は戒告 |
| | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報を取得する場合 | 減給又は戒告 |
| | 故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、保有個人情報(大阪市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)を流出させ、公務の運営に支障を生じさせる場合 | 減給又は戒告 |
| | 保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用する場合 | 免職又は停職 |
| | 職務上知り得た秘密を漏らした場合 | 減給又は戒告 |
| | 前項に掲げる行為により、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 61 堺市 | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合。 | 停職、減給又は戒告 |
| | 個人情報を漏えいさせ、公務の運営に支障を生じさせた場合。 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知り得た秘密を故意に漏らした場合。 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 62 神戸市 | (ア)職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | (イ)アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | (ウ)過失により職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | (エ)職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を閲覧又は収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | (オ)過失により個人情報を漏えいし、若しくは紛失又は盗難により、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | (カ)職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職又は減給 |
| 63 岡山市 | 職務上知ることのできた個人情報を職務外の目的で利用した場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| 64 広島市 | 職務上知り得た秘密を故意に漏らした場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合 | 免職 |
| | 具体手に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職又は減給 |
| 65 北九州市 | 職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集した場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職又は減給 |
| 66 福岡市 | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合。 | 免職、停職、減給 |
| | 職務上知ることのできた重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失し、若しくは流出させ、又は窃取された場合。 | 減給、戒告 |
| | 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合。 | 減給、戒告 |
| 67 熊本市 | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 | 免職又は停職 |
| | 重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難に遭った場合 | 減給又は戒告 |
| | その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合 | 減給又は戒告 |
| | 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した場合 | 免職、停職又は減給 |

(注) 「一」は当該項目に係る処分基準を定めていない場合である。

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(6) 政治的行為の制限違反

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|-----------|
| 1 北海道 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 2 青森県 | 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| 3 岩手県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告又は訓告 |
| | 公職選挙法第137条の規定に違反して、学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| 4 宮城県 | 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう他の職員に求める等の行為をした場合 | 停職又は減給 |
| 5 秋田県 | 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合 | 減給又は戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| 6 山形県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| | 公職選挙法第137条の規定に違反して学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| 7 福島県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 8 茨城県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 9 栃木県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 10 群馬県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 11 埼玉県 | 地方公務員法第36条第2項又は教育公務員特例法第18条の規定に基づく国家公務員法第102条第1項の規定に違反して、政治的目的を有する文書を配布した職員 | 戒告 |
| 12 千葉県 | 地方公務員法第36条第2項、又は教育公務員特例法第18条の規定に基づく国家公務員法第102条第1項の規定に違反して、政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 13 東京都 | — | — |
| 14 神奈川県 | — | — |
| 15 新潟県 | 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合 | 減給、戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項_又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう他の教職員に求める等の行為をした場合 | 停職、減給 |
| | 公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職、停職 |
| 16 富山県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 17 石川県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 18 福井県 | 地方公務員法第36条第1項または第2項もしくは教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為をした職員 | 減給、戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項または教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員 | 停職、減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした職員 | 免職、停職 |
| 19 山梨県 | 公職選挙法第137条の規定に違反して教育上の地位を利用して選挙運動をした職員 | 免職、停職 |
| | 教育公務員特例法第18条又は地方公務員法第36条の規定に違反して政治的行為をした場合 | 減給又は戒告 |
| 20 長野県 | 公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | (1)地方公務員法第36条第1項又は第2項若しくは教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為をした職員 | 減給又は戒告 |
| | (2)地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員 | 停職又は減給 |
| 21 岐阜県 | (3)公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした職員 | 免職又は停職 |
| | 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条第1項の規定)に違反して政治的行為をした場合 | 減給又は戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条第1項の規定)に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合 | 停職又は減給 |
| 22 静岡県 | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 23 愛知県 | 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条の規定)に違反して政治的行為をした場合 | 減給、戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条の規定)に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合 | 停職、減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職、停職 |
| 24 三重県 | 公職選挙法第137条の規定に違反して教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職、停職 |
| | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 25 滋賀県 | 政治的目的を有する文書を配布した教職員 | 戒告 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(6) 政治的行為の制限違反

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------------------------|---|---------------|
| 26 京都府 | 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条の規定)に違反して政治的行為をした教職員 | 減給、戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項の規定(教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員にあっては、同法第18条の規定)に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員 | 停職、減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員 | 免職、停職、減給 |
| | 公職選挙法第137条の規定に違反して教育上の地位を利用して選挙運動をした教職員 | 免職、停職、減給 |
| 27 大阪府 | 法第三十六条第一項及び第二項の規定に違反して、政治的行為をすること。 | 戒告又は減給 |
| | 法第三十六条第三項の規定に違反して、政治的行為をするよう職員に求める等の行為をすること。 | 減給又は停職 |
| 28 兵庫県 | 政治的目的を有する文書を配布した職員 | 戒告 |
| 29 奈良県 | 政治的目的を有する文書を配布した。 | 戒告 |
| 30 和歌山県 | 地方公務員法第36条又は教育公務員特例法第18条の規定に違反する政治的行為を行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動を行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| 31 鳥取県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 32 島根県 | 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした場合 | 減給又は戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| 33 岡山県 | 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第136条の2又は第137条の規定に違反して、地位を利用して選挙運動を行った場合 | 免職又は停職 |
| | 上記に規定する場合を除き、公職選挙法に違反して選挙運動を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第18条又は地方公務員法第36条の規定に違反して政治的行為を行った場合 | 減給又は戒告 |
| 34 広島県 | 教育公務員特例法第18条の規定に基づく国家公務員法第102条第1項の規定に違反して政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 35 山口県 | 政治的目的を有する文書を配布した教職員 | 戒告 |
| 36 徳島県 | 政治的目的を有する文書を配布した教職員 | 戒告 |
| 37 香川県 | — | — |
| 38 愛媛県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 39 高知県 | 教育公務員特例法第18条第1項、地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした場合 | 減給又は戒告 |
| | 教育公務員特例法第18条第1項又は地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合 | 停職又は減給 |
| | 公職選挙法第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| | 公職選挙法第137条の規定に違反して、学校の児童及び生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職又は停職 |
| 40 福岡県 | 政治的行為(政治的団体の結成・勧誘等)を行った場合(地公法36条①②違反) | 停職、減給、戒告 |
| | 政治的行為を職員に求める等を行った場合(地公法36条③違反) | 停職、減給 |
| | 公務員の地位利用した場合(公選法136条の2違反) | 免職、停職 |
| | 教育上の地位利用した場合(公選法137条違反) | 免職、停職 |
| 41 佐賀県 | 地方公務員法第36条又は教育公務員特例法第18条の規定に違反し、政治的行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 42 長崎県 | 政治的目的で文書を配布した教職員 | 戒告 |
| 43 熊本県 | 地方公務員法第36条第1項又は同条第2項の規定に違反する政治的行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 44 大分県 | 法令、条例等に違反した信用失墜行為の場合 | 免職、停職、減給または戒告 |
| 45 宮崎県 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 46 鹿児島県 | 地方公務員法第36条又は教育公務員特例法第18条の規定に違反し、政治的行為を行った場合 | 減給又は戒告 |
| 47 沖縄県 | 地方公務員法第36条第1項又は同条第2項の規定に違反する政治的行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |
| 48 札幌市 | 地方公務員法第36条の規定に又は教育公務員特例法第18条の規定若しくは人事院規則14-7に違反して政治的行為をした場合、及び政治的行為を行うよう職員に求めるなどの行為をした場合、並びに公務員又は教育上の地位を利用して選挙活動をした場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| 49 仙台市 | 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反する政治的行為を行った場合。 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 50 さいたま市 | — | — |
| 51 千葉市 | — | — |
| 52 川崎市 | 政党その他の政治的団体の結成に関与等し、又は、これらの団体の構成員となるようになどの勧誘運動をした場合 | 免職、停職 |
| | 特定の政治目的をもって、違法に、公の選挙等において投票するようになどの勧誘運動をし、署名運動に積極的に関し、又は、寄付金等の募集に関与した場合 | 免職、停職 |
| | 特定の政治目的をもって、文書若しくは図画を庁舎、施設等に掲示等し、又は、庁舎、施設等を利用するなどした場合 | 免職、停職 |
| | 違法な政治的行為を行うよう他の職員に求めるなどし、又は、違法な政治的行為を行うなどの代償若しくは報復として、職員の地位に関し、利益若しくは不利益を与えるなどした場合 | 免職、停職 |
| 公職選挙法又は政治資金規正法に抵触する選挙運動等を行った場合 | 免職、停職 | |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(6) 政治的行為の制限違反

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|--------------|
| 53 横浜市 | 違法な政治的行為の場合 | 戒告、減給、停職、免職 |
| | 公職選挙法、政治資金規制法違反の場合 | 停職、免職 |
| 54 相模原市 | 地方公務員法36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反する政治的行為を行った場合 | 停職、減給、戒告 |
| 55 新潟市 | 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項の規定に違反し、又は教育公務員特例法第18条第1項の規定により国家公務員の例によることとされる政治的行為の制限に違反して政治的行為を行った場合 | 免職、停職、減給、戒告 |
| | 地方公務員法第36条第3項の規定に違反し、又は教育公務員特例法第18条第1項の規定により国家公務員の例によることとされる政治的行為の制限に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合 | 免職、停職、減給 |
| | 公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職、停職 |
| 56 静岡市 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| | 地方公務員法第37条第1項後段に違反し、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつた場合 | 免職、停職 |
| | 地方公務員法第37条第1項前段に違反し、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能率を低下させる意業的行為をした場合 | 減給、戒告 |
| 57 浜松市 | 政治的目的を有する文書配布 | 戒告 |
| 58 名古屋市 | — | — |
| 59 京都市 | 地方公務員法又は教育公務員特例法に違反して政治的行為をした教職員、及び政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした教職員、並びに公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 60 大阪市 | 地方公務員法第36条第1項から第3項まで又は職員の政治的行為の制限に関する条例(平成24年大阪市条例第78号)第2条の規定に違反する行為を行う場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法(昭和22年法律第120号)第102条第1項の規定に違反する行為を行う場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 前2項に掲げる行為により、市政に対する信用を著しく失墜させ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせる場合 | 免職又は停職 |
| 61 堺市 | 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例(平成24年大阪市条例第77号)第3条第2項の規定に違反する行為を行う場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | 法第36条第1項若しくは第2項の規定又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第18条第1項においてその例によることとされる国家公務員法(昭和22年法律第120号)第102条の規定に違反して、政治的行為をした場合。 | 減給又は戒告 |
| 62 神戸市 | 法第36条第3項の規定に違反して、政治的行為をするよう本市の職員に求め、本市の職員を唆し、又はあおる等の行為をした場合。 | 停職又は減給 |
| | — | — |
| 63 岡山市 | — | — |
| 64 広島市 | — | — |
| 65 北九州市 | 政治的目的を有する文書を配布した場合 | 戒告 |
| 66 福岡市 | — | — |
| 67 熊本市 | 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反する政治的行為を行った場合 | 停職、減給又は戒告 |

(注) 「—」は当該項目に係る処分基準を定めていない場合である。

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(7) パワー・ハラスメント

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|--|------------|
| 18 福井県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給または戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職または減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職または減給 |
| 19 山梨県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給または戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職または減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職または減給 |
| 20 長野県 | パワー・ハラスメントを行った職員 | 減給又は戒告 |
| | 上記において、パワー・ハラスメントを行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | 上記において、パワー・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的なストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |
| 21 岐阜県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 22 静岡県 | (1) 職場における優越的な関係を利用した言動によって、その就業環境を害した場合 | 停職、減給、戒告 |
| | (2) (1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合 | 免職、停職、減給 |
| | (3) (1)において、相手に危害を加えることを目的とした行為を行った場合 | 免職、停職、減給 |
| 23 愛知県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給、戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職、減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職、減給 |
| 24 三重県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職、停職又は減給 |
| 25 滋賀県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給、戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返し行った教職員 | 停職、減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職、減給 |
| 26 京都府 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| 27 大阪府 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| | 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害することとなるもの(以下「過剰な叱責等」という。)により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。 | 戒告、減給又は停職 |
| | 過剰な叱責等を行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、これを繰り返すこと。 過剰な叱責等により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えることのうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | 減給、停職又は免職 |
| 28 兵庫県 | 管理職の立場にありながら同じ職場の職員にパワー・ハラスメントを行った職員 | 免職、停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行った職員 | 停職、減給又は戒告 |
| 29 奈良県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 30 和歌山県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 | 免職又は停職 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職、停職又は減給 |
| 31 鳥取県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 32 島根県 | - | - |
| 33 岡山県 | - | - |
| 34 広島県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職、停職又は減給 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(7) パワー・ハラスメント

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|-----------------------|
| 35 山口県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 36 徳島県 | 権力や地位などを背景として、本来の業務の範疇を超えて、他の教職員の人格と尊厳を傷つける言動(パワー・ハラスメント)を行った教職員 | セクシュアルハラスメントに準じて処分を行う |
| 37 香川県 | — | — |
| 38 愛媛県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 39 高知県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 40 福岡県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職・減給・戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職・減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職・停職・減給 |
| 41 佐賀県 | 繰り返しパワー・ハラスメントをした教職員 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントをした教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| 42 長崎県 | ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員 | 停職又は減給 |
| | ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員 | 免職、停職又は減給 |
| 43 熊本県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職、停職又は減給 |
| 44 大分県 | ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為又は全体の奉仕者としてふさわしくない行為等に該当するもの | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 45 宮崎県 | パワー・ハラスメント: 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた者 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメント: 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した者 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメント: 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた者 | 免職、停職又は減給 |
| 46 鹿児島県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職、停職又は減給 |
| 47 沖縄県 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた者 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した者 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた者 | 免職、停職又は減給 |
| 48 札幌市 | ハラスメント行為が確認された職員(具体的な行為の態様、悪質性の程度に応じて) | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 49 仙台市 | パワー・ハラスメントをした場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 50 さいたま市 | 上司その他教職員に対する暴行又は暴言等により職場の秩序を乱した教職員 | 停職、減給又は戒告 |
| 51 千葉市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職、停職又は減給 |
| 52 川崎市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた | 免職、停職又は減給 |
| 53 横浜市 | 職場におけるハラスメント: 本人の意図にかかわらず、他職員へのハラスメント行為が確認された職員(具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて) | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 54 相模原市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹(り)患させた職員 | 免職、停職又は減給 |

2-7. 懲戒処分に関する処分基準の内容

(7) パワー・ハラスメント

(令和4年6月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 非違行為の内容 | 処分の量定 |
|--------------|---|--------------|
| 55 新潟市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 | 停職、減給、戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導又は注意を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職、減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | 免職、停職、減給 |
| 56 静岡市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 | 免職、停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて、指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 | 停職又は減給 |
| 57 浜松市 | パワー・ハラスメント | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 58 名古屋市 | パワー・ハラスメント(名古屋市教育委員会パワー・ハラスメントの防止等に関する規定第2条第3項に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職、停職又は減給 |
| 59 京都市 | 相手を強度の心的ストレスの重積により精神疾患に罹患させるなどの重大なパワー・ハラスメントを行った教職員 | 免職、停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員 | 免職、停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 60 大阪市 | 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をすること | 停職、減給又は戒告 |
| | 上記に掲げる行為をしたことについて指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返すこと | 停職又は減給 |
| | 上記に掲げる行為により、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること | 免職、停職又は減給 |
| 61 堺市 | 他の教職員に対して、職務における優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、当該他の教職員の就業環境を害する言動をすること | 停職、減給又は戒告 |
| | 前項の言動を繰り返すこと | 停職又は減給 |
| | 前々項の場合において、同項の規定する行為を執拗に繰り返したことにより、当該他の教職員を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること | 免職、停職又は減給 |
| 62 神戸市 | 職務上の地位や権限又は職場内での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えた人格と尊厳を侵害する言動により、身体的・精神的苦痛を与え、職務に専念できなくなる等その能率の発揮が損なわれる程度に就業環境を害するなどの不利益を与えた場合 | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 63 岡山市 | — | — |
| 64 広島市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職、停職又は減給 |
| 65 北九州市 | 本人の意図にかかわらず、ハラスメント行為(セクシュアル・ハラスメントを除く)が確認された職員(具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて) | 免職、停職、減給又は戒告 |
| 66 福岡市 | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 | 減給又は戒告 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 | 停職又は減給 |
| | パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 | 免職、停職又は減給 |
| 67 熊本市 | 他の者に対し、職務上の地位、人間関係等の職場内における優位性を背景として、業務上の適正な範囲を超えて継続的に人格及び尊厳を侵害する言動を行うことにより、精神的若しくは肉体的に苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をした職員 | 停職、減給又は戒告 |
| | この場合において、相手の意に反することを認識の上で、人格及び尊厳を侵害する言動を執拗に繰り返したことにより、相手が当該言動を主とした強度のストレスの重積による精神疾患に罹患したとき | 免職又は停職 |

(注) 「—」は当該項目に係る処分基準を定めていない場合である。

※公表内容に変更があったため、令和5年3月29日更新(下線部)